

爲さしむるもの國家活力の源泉たる青年の努力に待つ所多し之をして益國體の精華を尊重し心身を研磨して將來更に規模の大を加ふべき實務の負擔に堪ふるの力を涵養せしむるは刻下最要の先務たり青年團體の指導を以て任と爲す者は宜しく立國の本義と世界の大勢とに徴して其の適順する所を闡明し能く青年の心理を諒解して理之を誨へ情之を掖け身を以て範を示し苟も其歸趨を誤らしめさらむことを期すへし若し夫れ經濟の變調に伴ひて華靡頹唐漸く其の風を成すか如きに至りては國家の健全なる進運を荼毒すること尠しとせず青年の教養亦宜しく此に留意して其の操守を堅うせしめ益篤實剛健の氣風を興さしむるに務むへし

今青年團體の現狀に顧み之か健全なる發達に資すへき當今の要項を左に條舉し以て地方の實況に照し參酌其の宜しきを制せしめむことを

を期す

一 青年をして實地活用の智徳を進めしむるは補習教育に待つもの多し之か施設に努め相率ゐて學に就かしめ以て其の普及と徹底とを圖らむことを要す

一 公共の精神を養ひ公民たるの性格を陶冶するは青年の教養に於て關くへからざる要綱たり補習教育の施設其の他適切なる方法を講し以て其の目的を達成せむことを要す

一 方今圖書の刊行せらるゝもの多く之に伴うて青年の讀書趣味を増進するもの尠しとせず能く其の選擇を慎み青年をして健全なる識見を廣くせしめむことを要す

一 青年の身體を鍛練して其の體力を増進するは國家の活力を養ふの要素たり心身共に堅實なる素質を大成せしめ平時並有事の秋に處

し其の本分を盡すに於て遺憾なからしめんことを要す
一青年の修養は各自の自覺を以て本とす而も之か指導の任に當る者
並其の中心たる者の力に待つ所殊に大なるものあるを以て適切な
る方法に依り之か善導と養成とに勉めむことを要す
一青年團體の指導方法に關し先進者の所見時に輻楯矛盾に涉り之か
實行爲に阻碍を見ることなきにあらす能く其の間の連絡を圖り其
の果を成し實を收むるに於て遺憾なからむことを要す
方今内外の情勢を稽ふるに根柢あり活力ある青年團體は帝國の殊に
要求して已まざる所なり地方當局者は深く此に顧み今後一段の精采
を加へて之か啓發策進に努力し各團體をして其の目標を齊くし其の
歩調を一にし相互に督勵して能く其の形體實質共に一貫せる鍛成の
美を濟さしむへし

大正七年五月三日

内務大臣 法學博士 水野鍊太郎
文部大臣 岡田 眞 平

▲訓 令 (其の三)

青年團體の實績近來漸く見るべきものあるは邦家の爲洵に喜ぶべき
所なり然れとも益々其の内容を整理し實質を改善して健全なる發達
を遂けしむるには今後尙施設すべき事項尠しとせず特に自主自立以
て大に其の力を展へしむるは團體の本旨に顧みて頗る緊要の事に屬
す隨て其の組織は之を自治的ならしむるに努め團體の事を統ふる者
は之を團體員の中より推舉せしむるを本則とすべく其の官公署學校
との關係に至りては互に氣脈を通し連絡を圖り相提携して之か發達
を助成せむことを要す今や平和克復して 大詔煥發せらるる國家正に

重要の時期なり此時に際して國民の奮勵努力を要する殊に切なるものあり青年團體は思を茲に致し益々堅實の俗を興し剛健の風を養ひ其の使命の重きに副はむことを期すへし各位能く此の趣旨を體し地方の實情に鑑みて策勵宜しきを制し以て其の貫徹を期せむことを望む

大正九年一月十六日

内務大臣

床次竹次郎

文部大臣

中橋徳五郎

◎青年團に關する 内務 文部 雨次官通牒

通牒 (其の一)

青年團體に關し今般内務文部兩大臣より訓令の次第も有之候處右團體の組織設置區域其他に關しては大體左

記標準に依り指導相成候様致度尤も此の際強て速に該標準に據らしめむとする儀には無之候に付其の邊に就ては十分御留意の上深く地方實際の情況に鑑み其の宜しきを制せしむる様御指導相成度此段及通牒候也
大正四年九月十五日

○青年團體の設置に關する標準

一 青年團體の組織

青年團體は市町村内に於ける義務教育を了へたる者若は之と同年齢以上の者を以て組織し其の最高年齢は二十一年を常例とすること

二 青年團體の設置區域

青年團體は市町村を區域として組織す但し土地の狀況に依り部落又は小學校通學區域等を區域として組織し若は支部を置くことを得ること

三 青年團體の指導者援助者

青年團體の指導者には小學校長又は市町村長其他名望ある者の中に就き最も適當と認めたる者をして之に當

らしめ市町村吏員、學校職員、警察官、在郷軍人、神職、僧侶、其の他篤志者中適當と認むる者をして協力指導の任に當らしむること

團體員にして團體員たるの年齢を過ぎたる者は團體の援助者として其の力を竭かしむること

四 青年團體維持

青年團體に要する經費は努めて團體員の勤勞に依る收入を以て之を支辨すること

通 牒 (其の二)

青年團體の件に關し今回内務文部兩大臣訓令の次第も有之候處右は現時の情勢益々堅實剛健の風を作興するの要あるのみならず此の際自主自奮の風を奨めて自治的經營の下に其の力を展へしむるは特に最も緊切のこと、被認候に付團體の首腦として直接其の衝に當る者は成へく適材を團體員の裡に求めしむること、し小学校長市町村長其の他官公の職司に在る者並地方郷黨の間に重望を有する篤志者有力家等は今後は顧問等に在りて専ら之が指導に竭くし若は外に在りて之が援助に勉むる等内外力を戮せて其健全なる發達を促進する機致度尤も地方の事情に依り急激なる變更の爲却て團體に動搖を來すが如きことは勉めて之を避くるを要すべきに附其の邊に就ては團體の事情等に鑑み可然御措置相成度尙團體員最高年齢に付て從來二十歳を以て常例とせるも之を二十五歳に進むるは別に妨無之候に付地方實情に依り宜しきに從はしめ候機致度

大正九年一月十六日

◎ 地方青年團の實際

一 青年團の組織經營

文部省の調査によれば大正八年十一月現在に於ける全國青年團の總數一八、一五七、團員總數二、七四六、四三五人、一ヶ年經費總額一、二六二、九二四圓、資産總額二、〇〇〇、三五〇圓に達し漸次眞摯健實なる進歩發達を遂げつゝあり。

組織 組織に就て見るに 設置區域は市町村、小學校の學區、部落等を以て其の範圍とするもの最も多く、都市に於ては同業者を以て、又一の工場を以て一つの青年團の區域とするものもあつて、夫々其土地の事情に順應して經營されてある。次に年齢は義務教育終了後二十歳に至るまでのものを常例とすれども、地方により二十五歳までとなつて居る處もある。二十歳以上三十歳位までの者は別に壯年部を組織し後援の任に

當つて居る處もある。

次には幹部及指導者であるが、多くは其の土地の事情に精通し又青年と學校的に最も密接の關係ある小學校長市町村長が直接指導の任に當つて居る様であるが、第三回の政府の訓令に基き漸次自治的經營の發達を見るに至り、青年の間から有望なる人才を選擧し直接團の統制に任じ、小學校長等は其の外に立つてそれを指導矯正しゆくといふ氣運に漸徐赴いて居る様である。爲之近來各府縣で青年團幹部養成講習會が盛んに開かれてまゐつた。元來修養の本義は青年各自が發奮精勵し自學自習的に其の實を擧ぐることに存する故是非さうなるべきものであらう。

尙近來は町村を一圓として修養の方策を講ずる外、郡市及府縣を範圍として聯合し其の中に聯絡統一を保ち切磋琢磨し其の發達を競合するといふ氣運も現はれて來た様である。

經濟 經費に就て見るに其の財源は各府縣殆んど大同小異であつて、市町村費補助、

有志よりの寄附金、團員の共同勞作に依つて生ずる賃銀、團員の負擔金等が主なるものであるが、其他基本金の利子、町村教育會よりの補助金、山林果樹養殖物等からの收益金、府縣郡市町村からの獎勵金、品評會の收益金等を以てし、大阪府下には冠婚葬祭の節約費をも財源として居る處もある。兩次官の通牒によると青年團の經營は團員自らの勞作によつて作るといふことが原則ではあるが、都市の如き青年團になると此の事業は容易でないから、市町村は相當の補助金なり獎勵金なりを交附する必要があるらうと思ふ。

二 青年團の補習教育

事業種別 青年團修養の目的を達するの手段として各地方々適切なる事業が施設經營されて居るが、大體之を別けて見ると(一)補習教育、(二)訓練事業、(三)體育、(四)娛樂事業の四方面となる。是等の事業を通うして修養の實が擧げられつゝあ

るのである。近來各地方とも其の實績尙に顯著なるものあるは國家の爲慶すべきことである。

補習教育の種類 青年團の事業中補習教育の一事は最も重要視すべきもので、各地方とも之に向つて特に力を注いで居る。現在各地方に行はるゝ補習教育の方法としては(一)補習學校に入學を奨励して教育するもの(二)青年團自らの經營によつて補習學校に準すべき教育を施すもの(三)講演會講習會によるもの(四)圖書館及文庫によるもの(五)通信教授によるもの等であるが、追々各地方とも市町村立補習學校の設立完備を見るに至り、青年團員獨力での補習學校經營は漸次消滅しつゝある様である。これが當然の推移であつてかうならざれば到底完全なる教育を施すことは出来ぬであらうと思はれる。

補習教育費 各府縣が補習教育に對し幾何の費用を支出して居るかといふに、大體に於て左記の通りである。(大正八年十一月調査)

- 八萬圓臺 大阪府。
- 五萬圓臺 愛知縣。
- 四萬圓臺 山口縣、群馬縣、靜岡縣、
- 三萬圓臺 兵庫縣、福岡縣、香川縣。
- 二萬圓臺 神奈川縣、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、
- 奈良縣、三重縣、山梨縣、滋賀縣、山形縣、福井縣、鳥取縣、和歌山縣、鹿兒島縣。
- 一萬圓臺 北海道
- 新潟縣、岐阜縣、長野縣、宮城縣、福島縣、青森縣、秋田縣、富山縣、島根縣、岡山縣、徳島縣、愛媛縣、高
- 知縣、大分縣、佐賀縣、宮崎縣、沖縄縣。
- 五千圓臺 長崎縣、岩手縣。
- 四千圓臺 廣島縣。
- 三千圓臺 石川縣。

教授の方法 教授の方法に關しては、小學校、寺院、神社、普通民家、團體所有の建物等を教場に當て、學校教師が其の教授者となり、農閑季節に或期間を定めて夜間授業を爲すもの最も多く、年間を通じて組織的系統的の教育を施す處は割合に少ない様である。現に各府縣に於て十月若くは十一月若くは十二月から翌年三月迄を教育時期とする處は二十縣以上であるが、一箇年を通じて教育時期とする處は三四縣のみ。又通年制のものとも雖も一箇年間連日的に教授するもの極めて少ない様である。一日中

の教授時間に就てもあまり多くない様で、全國を通じて最も普通なるのは二時間であるけれども、所によりては三時間の教授を爲す所もある。

然し修業年限は五ケ年乃至八ケ年で農村に於ては八ケ年にまで延長せんとする氣運に向ひつゝある。

教科課程 學科の種類は全國殆ど總てが實業補習學校規程第三條の教科目たる修身、國語、算術及實業に關する教科によりて教授を爲しつゝあるのであつて、實業に關するものとしては農業が最も多く其の數は四十府縣に及んで居る。次に商業を課する處二十八府縣であり、工業といふ名目の下に規定して教授する箇處は六箇處である。其の内山梨縣に於ては機織染色を課しつゝあるが如き、又愛知縣に於て圖案、製陶法、漁業、實踐化學を課しつゝある如き、其他富山縣に於て藥業、養蠶等の教科を規定してある如きは土地の實情に順應した施設である。右四科目に次で最も多くの場處で課せられて居る學科を舉げて見ると、體操を課する處が三十一、地理及歴史が二十、理

科が十九、公民科が十八、法制經濟が十八、水産が十五、擊劍柔道が十一、漢文が九、唱歌が八、軍事が四等であつて、英語は五ケ處許りで定められて居る。

實習教授 實習に要する農場及其他の設備を有する團體數は割合に多くないが、實業補習學校の増設改善につれ追々實習場が整うて來た様である。實習地としては山林、田畑等があつて休日及農閑の時期を選んで共同植栽又は手入をしながら農業に對する研究をしたり、又農産物に對する趣味を助長せしめつゝあると同時に、之に依つて共同を尊ぶの精神をも養ふ事が出来るのである。而して、此等の勞作に依つて得たる所得は、之れを會の經費に充てたり、又は基本財産に繰り入れたりして居る。實習に關しては其の地方の篤農家、町村農業技術員、小學校教員等の指導を受けて居る様である。作物は桑、稻、穀菽、蔬菜等であるが、海岸に沿ふたる青年團に於ては漁場を借用して海藻類の養殖及採取等を實習せしむるものもある。

農場其他の設備は有つて居ないけれども、一坪農業、五坪農業、一畝農業等を獎勵

したり、又は各家庭に於て試作せしめて品評會等を施行しつゝある青年團がある處によつては、農業專科教員を置いて其指導の下に作成した。栽培計劃に依つて、學校から種子を配布して各自に栽培せしめ、教師は毎月數回之を巡視して實地指導をなしつゝある。

就學出席督勵法 補習教育の就學督勵に關しては各地方種々の規定があつて、例へば或地方では青年團幹部が交代補習學校に出席して生徒の出缺狀況を見又通學途上の監督をなし、無理由缺席者がある時は家庭訪問して父兄の注意を促がし、又は會員相互に部落内を巡視し不良の徒輩を戒飾し、又は父兄、雇傭主に注意をなして居る。また或縣では青年團規に補習教育に關する事項を設けて團員に補習學校入學の義務を負はせて入團當初に宣誓を爲さしめ、且各部落に就學出席督勵委員を置いて之れが督勵を爲し、一面町村長をして毎年補習學校に入るべき學齡者を調査し名簿を作成して補習學校長に回付し相協力して之れが就學を督勵せしむることゝして居る。尙

相當の理由なくして長期に亘つて缺席する者や、若くは就學しない者より過怠金を徴する様な申合せを爲して居る處もある。

又消極的の督勵法の一面學業成績の優良である者及精勤なる者に對しては賞品を與へ、又は部落全部の出席成績を調査して優良なる部落には優勝提燈を授與するものもある。兎に角、學校の先生などに面倒手數をかけず、青年團員自律自營的に就學の督勵を圖つてゆくといふことは最もよいことであつて、かくしてこそ徹底した立派な補習教育が實現されるわけである。

講演會 以上述べた補習學校の外講演をやるとか、講習會を開くとか、巡回文庫を始めるとか、新聞雜誌の一覽處を作るとか、種々の方法が試みられて居る。殊に講習會の如きは割合に設備に金がかゝらず簡便に行くので、各地とも盛んに行はれる様であるが、唯一場の演説として開流し、後で講演の要領なり感想なりを書かせて見るといつた様な訓練が未だ不十分である様に思はれる。兎角上の空で話を聞き、不經濟に時間

を費すといふ弊がある。講演に關しては講師、話手の如何を吟味することの大事であることは云ふまでもないことではあるが、開手としての訓練が甚だ不十分の現状であるといふことは争はれぬ事實である。

圖書教育 圖書館、文庫等に就て見るに、この設備を有する團體數十四乃至五十あるもの十七縣、五十乃至百あるもの十一縣、百乃至二百あるもの十三縣、二百以上あるもの二縣で、此の内最も少ないのは滋賀縣の十四團體であつて、最も多いのは長野縣の三百七十七團體と兵庫縣の二百二十四團體とである、他の所有に係る圖書館、文庫例へば町村教育會や小學校備付の圖書を利用しつゝある團體數も相當に多く、百以下の此團體を有する縣二十、百乃至二百を有するもの十四縣、二百以上の團體を有するもの十縣で、此の内最も多いのは兵庫縣の五百三十六團體で、最も少ないのは栃木縣の二十團體である。

之等圖書の利用方法は團體によつて一様ではないけれども、主として本部に於て閱

覽を許すもの、貸出又は巡回文庫の形式に依つて閱覽を奨励しつゝあるものとあるが、此の内日曜、祭日又は或る一定期間内に閱覽を許すといふ如く貸出日限に制限あるものと然らざるものがある。

我が日本人は割合に研究心乏しく讀書趣味に缺けて居る弊があるのだから、青年時代からもう少し讀書に親しましめ、自學自習の性格と研究心を養ふ様、將來一層圖書教育に就て考慮を拂つて指導奨励する必要があらうと思はれる。

三 青年團の訓練

訓練の二方面 實行に訴へて精神修養の目的を達成せんとする所謂訓練方面の施設に關しては、各地方種々な方法が工夫し實行されてあるが、大體これを二つに概括することが出来る。即ち一は規約、申合、實行要目など、稱し居る矯風規定であつて、他の一は共同生産事業、公益風化事業の如き實際的の事業である。前者は内面生

活の改造を目的とし、後者は外に向つて團體社會奉仕の精神を發揮せんとするものである。此等兩方面の事業を通して献身犠牲の精神、精勵格勤の氣風等が養成されつゝあるのである。

規約又は申合といふものは全国各地夫々其の地方の實情に應じて特色を發揮して居るが、まとめて見ると言語に關する件、衣服に關する件、嗜好に關する件、禮容に關する件、冠婚葬祭に關する件、歌謠に關する件、娛樂に關する件、法律命令に關する件、入退營軍人に關する件、功勞に關する件、會合に關する件等である。今一般的な主項目を摘記して見ると次の如きものとなる。

- 1 未成年會員は喫煙を廢止すること
- 2 未成年會員は自宅に於ける外一切禁酒し成年會員は店頭に於て飲酒せざること
- 3 諸所の會合には可成酒類を禁ずること

- 4 衣服は綿服の筒袖とし足袋は黒足袋を用ひよ
- 5 頭髮は常に五分刈とせよ
- 6 疊附の木履又は雪駄を禁ずること
- 7 襟卷、手袋、外套、ステツキの類を用ひざること
- 8 帯は六尺を用ひ堅く後に結ぶこと
- 9 賭博は勿論、賭博に類する遊は堅く禁ずること
- 10 夜十二時を過ぎては決して外を遊び歩かぬこと
- 11 堅く野荒しを取締ること
- 12 夜分戶外での放歌を禁ずること
- 13 卑猥なる歌舞音曲を撤廢すること
- 14 徒らに人力車に乗らざること
- 15 時間を正しく守ること

- 16 朝起を勵行すること
- 17 料理的出入を嚴禁すること
- 18 買食を禁ずること
- 19 放尿の場處に氣を付けること
- 20 虚禮虚式を廢止すること
- 21 冠婚葬祭を質素にすること

是等項目の實行徹底を期する爲め、共同制裁として總集會席場等に於て訓戒を爲すとか、或は風紀取締委員を設置し絶えず會員の行動を監視すとか、或は會員相互の表彰、忠告、譴責等により改過遷善の道を講ずるとか、或は密告箱、矯風函、公德函の類を設置して陋習の撲滅に努力すとか、懸賞をもつて賭博の發見に努め之が根絶を期すとか、種々な方法を講じて良風美俗の養成に努め、獨り青年團員のみに限らず以外の一般社會の人々にまでも十分指示して訓練するところあり、其の實

績まことに顯著なるものがある。

共同生産事業 共同生産事業としては共同試作、共同購入、共同販賣、共同開墾共同殖林、共同養魚及漁業、共同養蠶養雞牧牛等が主なるものである。

共同試作地 としては桑園が大部分を占め、水稻、陸稻、蔬菜類を試作するもの尠くない。共同耕作の方法については村農會、實業補習學校と聯絡し、青年團各支部毎に、五畝歩乃至一段歩位の地積を支部の財源として配當し、支部長管理の下に此處に實業補習學校に於て教授した事項を自學的に實地試み、或は村農會技手の補導を得て耕種肥培等につき共同的に實驗研究を爲して居る。又作業を開始するに先つて其の生産方法、收穫、貯藏、加工等の一切に關し講習會を開き、或はこの試作地よりの生産物を以て品評會を開催するものもある。

惟ふに共同試作はこれに依つて團體訓練の目的を達成すると共に、殖産興業の發達及獨立産業經營の素地的修養が出來、一面また試作の收益によつて團體經濟費の

補充、基本財産の増殖等も出来るのであるから、頗る有益なる事業であると云はねばならぬ。

共同青物市場、共同殖林、共同開墾、共同漁業及養魚、共同養鶏養蠶牧牛等も略々前述の農産業と同様の方法を以て實施せられ、其の効果も漸次見るべきものがある。

共同購入販賣 につきては主に肥料、農具等を共同購入し之を販賣するものであるが、中には正月祭禮等の際日用品の購入を爲すものもある。何れも有益なる事業であるが就中肥料の配合調劑は農家の最も意を用ひねばならぬものである處からして、單に原料の共同購入のみならず、耕作地に對して適良なる配劑を爲し、各戸に配布斡旋を爲すものもあるが、此の方法は經費の節約と共に生産額の増加を圖らんとするものであるから、一般農家の大に感謝するところである。

共同貯金 これは團員の共同作業勞働によつて得た利益金を共同貯金と爲すとか、或は各戸に團體有植樹をなさしめ其の幾分を善種金として團員に頒ち之を規約を

もつて貯金させるとかいふ様なもので、貯金の集金・通帳の集配其の他の周旋等全部青年團が爲すので質素勤儉の美風を養ふ上に於て有益なる共同事業である。

共同勞働請負 佐賀縣では縣土木工事請負規程により青年團員をして道路修繕、河川浚渫等の工事を請負はせ、これによつて團基本金の蓄積、公共的精神の涵養を圖らんことを試みて居るといふことであるがこれは即ち其の一例である。

自治幫助 納稅督勵に關しては一定の貯金箱を造つて毎月各戸を巡回して納稅準備金を爲さしむるとか、或は徵稅令書の配布・集金等其他督促事務の補助を爲すとか或は納稅期に際し青年會支部の揭示板に稅目及納稅期日等を揭示して一般に之を周知せしめ怠納者を未然に防止する方法を講ずるとか、或は地方納稅組合と協力して援助し滞納の止むなき者の爲めには一時團體の積立金を貸付して納めしめ納稅期日の遅れざらんことをつとめ北海道の如く事業の成績佳良なるものに對しては町村として獎勵金を交付するの方策を設けて獎勵する如き種々有益な計劃がある。

以上の外自治制に對する幫助としては町村勢調査、生産的統計調査、農家經濟調査等の如きものが行はれて居る、惟ふに青年團が如何程迄自治制たる村治に幫助を與ふべきかは問題であるけれども、青年團員が自發的に村治の運用を圓滑ならしむる目的を以て餘力をこれに傾けることは賞賛に値すべきものであると思ふ。

消防夜警 地方各町村には大凡消防組が組織せられてあるが、青年團員はこれに連絡を密にし盡力して居る。又所によつては青年團獨力で消防夜警組を組織して此の事業を引き受け其の良果を收めて居るものも少なく無い。石川縣に於ては最も失火の憂多き春季及盜難の多い夏季に於ては團員が輪番に部落内を巡回し火災盜難に注意して若し非常變災の場合は之が防止の爲め團員擧つて獻身的努力を捧げて居る。近頃金澤市の或青年團に於ては救護班なるものを設置して毎月一日十五日の二回之が豫行演習を爲して訓練に努めて居るといふことであるが、何れにしてもかくの如き施設は事變に遭遇し公の爲めに警衛の任に當るといふ良風をつくり士氣の鼓舞する上に有益なる事業であると云はねばならぬ。

壯丁教育 壯丁教育は到る處の青年團體これを実施して居るが、主として軍人分會、小學校、教育會等と連絡を取つて行つて居る。其の方法は短期なるは一週間長きは一ヶ月に涉り休業日及夜間を利用して検査前の豫備教育・入營者の豫備教育を行ふのが一般であるが、縣によつては一年中の農閑期を利用して壯丁の豫備教育を行つて居る處もある。和歌山縣では補習學校に壯丁科を設け軍事教育に關する講義をなして居る。而して此等の講習講義を爲すに當り普通科は小學校の教師、軍事は在郷軍人に依頼して教授する様である。以上の外簡閱點呼の見學なども一般に行はるゝ方法である。

道路橋梁河川の修繕整理 青年團員が一般道路の掃除修繕、鐵道線路の除雪、路傍毒草の刈除、學校の築堤、水路の浚渫藻刈等の事業を定期又は臨時に行ひ、己が郷村の發展改善の爲めに盡力して居る地方は甚だ多い。神奈川縣下の或る青年團の

如きは五ヶ年間の繼續事業として各部落の道路・橋梁の修繕を爲して居る。水害の多い地方では常に土俵を用意して置いて不時の場合に備ふる青年團もある。冬期積雪の際は團員各自雪掃具を用意して雪を除け通行人の便を圖り特に通學道路は朝食前に除雪するのが常例である。又或地方では危険物投入函を村内要處々々に備付け道路上の危険物を隨時拾つて此の中に投入せしむる設備をして居る。地方に依つては青年團の收入を圖る目的を以て右の如き道路修繕等の事業に従事する團體もあるが、斯かる事業は各地方とも公共心の養成といふことを主眼として計劃し益々之が普及獎勵に つとむべきであると思ふ。

道路指導標、報知旗、揭示板の施設 道路の分岐點に石材木材揭示板等をもつて方向を示し又は名勝地の案内・里程表等を簡單に表示するとか、或は村内數ヶ處に揭示場を設け教育・勸業・衛生其他の時事問題・金言・教育歌・天氣・諸種の會合等を揭示して公衆教化の資に供するとか、或は納稅期日・各種集會事業の告知等の爲特種の旗

を掲揚するとかいふ様なことも各地に行はれて居る。

學校事業の援助 青年團が學校事業の援助を爲すといふことはも有益なる事業の一つであつて、近來各地方とも學務委員・學校職員・母の會役員・駐在巡查等と連絡を保ち熱心に盡力せられてあるは結構なことであるといはねばならぬ。其の事業の主なるものを挙げると次の如きものである。

(一) 學童の通學途中及家庭に於ける行動の監視、矯正、保護 (二) 通學道路の修繕及除雪 (三) 缺席兒童の出席勸誘及小學校長の通知に基く出席督促 (四) 兒童及其家庭に關して小學校長諮問又は指示による調査報告 (五) 貧窮兒童學資若くは日用品の給貸與 (六) 學校の儀式、會合への參列及援助 (七) 學校授業參觀及訪問 (八) 學校事務援助 (九) 小學校長及學校兒童に關する希望及意見の開陳 (一〇) 其他小學校長照會依頼に基く諸般の援助又は村教育の助力

品評會等の會合的訓練 青年團が各自の勞作によつて出來た農産物手藝品等に

關し町村農會、戶主會、小學校及實業學校と聯絡提携して各種の品評會を開催し、生産物の鑑識力を養成し、會の實務につきて訓練すると共に、一面之によつて團の基本金小學校基金の増殖を圖るといふことは洵に有益なる試であつて各地方共追々盛んに赴きつゝあるのである。獨り品評會のみならず學藝會・展覽會・演說會・討論會等諸種の會合を催すことによつて作法も學び會議法にも熟練し、儀式的の訓練も得て利益するところ鮮少にあらずと思はれる。

神社奉仕 崇祖敬神の思想を養ふ目的で、神社奉仕に就て各地種々の施設がある。其の主なるものは次の通りである。(一)毎朝早起して氏神の社前に集合參拜し神官から講話を聴く(二)神社境内の掃除、獻燈、神饌の調進(三)祭典の際供御奉進の任に當る(四)神社祭典當日の國旗掲揚の勵行(五)參宮團の開催。

共有林官林の保護 在郷軍人分會と提携し官林・學校林・部落有林等の保護手入・監視・警備等に任じ、一村風紀の改善を爲す。

老人尊重 敬老會、尙齒會、養老會等の名稱をもつて婦人會、處女會と共同して毎年一、二回區内の高齢者を招待して稱々の運動娛樂の試演・記念品の贈呈・茶菓の饗應等を行ひ、以て高齢者慰藉の方法を講ずる施設が各地に行はれて居る。本施設は實に高齢者を慰安するばかりでなく、敬老の美風を一般家庭に及ぼし、社會風教上尠からざる好感化を與へつゝある様である。

軍人優待 入退營兵士に敬意を表する爲め村境に送迎し、或は學校に於て彼等の爲に精神的の祝賀式を舉行すとか、軍隊の行軍演習等の際に宿舍其他物資の供給等に就て在郷軍人と提携して盡力すとか、入營者の家族に勞力の補助を爲すとか、在營軍人家族及戰歿軍人遺族の貧困なるものに對して救護に努むるとか、種々有益なる事業が各地に發達して居る。

以上の外或は先賢偉人追慕會を催して偉人追慕の講演會・追悼會・偉人傳記の閲讀獎勵等を爲すとか、或は高價なる日用器具機械即ち炊事用大竈・豆粕削・葬具・膳碗等を備

付これを一般に貸付の便を與ふるとか、或は一事慣行と稱し一の善事を一生涯通じてやつて見るとか、或は模範日を定めて其の一日間理想に近いことをして道德的訓練に資するとか、或は團體的修養日と稱し義士討入の日・曾我兄弟討入の日・二宮尊徳の誕生日の如き日を定め年に一二度團體會員が會合して精神的修養を爲すとか、或は旗日紋日を利用し名士訪問神詣・相撲・運動會等を催し一日を社交方面に楽しく費すとか、或は水難火災風害の際救恤事業の補助を爲すとか、其他史蹟天然物の保護、害虫驅除公衆衛生補助、篤志家善行者表彰、招魂記念祭執行、奉公人慰勞、浮浪取締、會員追悼會、禁酒禁煙會、青年教育點呼、團體旅行見學等の事業が實施せられ、追々好結果を顯はしつゝあることは寔に慶賀すべき現象であるといはねばならぬ。

四 青年團の體育

體育の種類 青年の身體を鍛練し元氣を鼓舞する目的を以て各地方の青年團が實行

して居る教育の種類は各地區々であるが大體次の如き種類の運動競技が一般に行はれて居る。此の内最も一般的に普及し實行せられつゝあるものは擊劍、相撲、體操の三つである。殊に相撲は練習上に經費を要せず廣い場處も乃至用具も要らず裸一貫ですみ、我が國青年の嗜好にも適するところからして最も廣く世間に行はれて居る様で、静岡縣の或部では此の三つを徒歩・柔道と合せ郡技として選定し獎勵して居るとのことである。

A 體育の一般的種類

一、擊劍。柔道。弓術。相撲。體操。器械體操。銃槍。徒歩競争。漕艇。水泳。庭球。野球。棒押。綱引。俵連。登山。遠足。行軍。兔狩。スキー（新潟、石川）高跳。鐵彈抛。握力（山口縣）。棒。唐手（沖繩）。

B 季節に因る體育の種類

1 春季に於て最も多く行はるゝもの 運動競技會、遠足、徒歩競争、劍道、角力

柔道、野球、庭球、登山

2 夏季に於て最も多く行はるゝもの 角力、水泳、登山、剣道、徒歩競争、運動會、體操、庭球、見學旅行、鐵棒、盤持

3 秋季に於て最も多く行はるゝもの 運動會、相撲、遠足、徒歩競争、剣道、登山、庭球、野球、力持、柔道、體操、大弓、耐暑行軍

4 冬季に於て最も多く行はるゝもの 剣道、柔道、兎狩、銃槍、スキー、體操、スケート、雪中登山、雪中運動、盤持、遠足、棒押、雪合戦、綱引、俵運、相撲、耐寒行軍

體育施設の實際 擊劍、柔道、銃槍等は青年俱樂部及び學校の屋内體操的、空教室を道場とし（中には警察署道場を使用するものもある）夜間又は休日を利用し毎月回数を定めて練磨するもあれば或は隨時施行するものもある。近來寒稽古、暑中稽古なども盛んに行はれ始め、又縣郡聯合の柔劍道大會も催される様になつてきた。武道具用の

多くは團體備品であるが中には在郷軍人會分會と共同的に購入するもあり或は小學校のものを借用するもある。

相撲土俵は團體本部、支部集會所、學校、神社、寺院、其他會合に便利な所に常設土俵を築きて平生自由に練習して居る處が多い。而して祭禮祭日其他時宜を見て相撲會を催ほし衆覽に供して居る。滋賀縣では先年縣下青年角力大會を開き觀客の血を湧かしめたといふことである。

體操（競技）は小學校を中心として補習教育の際常時施行するもあれば不時召集等を行ひて練習するものもある。又或地方では都市青年團總會の際嚴肅なる閱團式分列式或は合同體操聯合競技を行ふを例として居る。

水泳は海濱河沼に沿ひ相當便宜を有する市町村の團體が夏季盛んにやる様子で時には競泳競漕を試みるもある。尙曉浴會と稱し早朝海水浴を勵行する團體もある。

徒歩競争は相撲と同じく經費も少なく場處も嫌はず簡單に行ひ得る特徴を有する處

から各地方に歡迎せられ今日ではオリンピック式の練習法を採用するもの多數に上つてゐる。併し地方農村青年は業餘休日等に於て僅かに閑を偷みて之れが練習をなすに過ぎないので學理的には進歩して居らぬ。

遠足旅行は年一回乃至數回團體に行はれ神宮、官幣社等の參拜を目的とするもの各種品評會展覽會又は農場等を見學するもの、名山大澤の探勝を主とするもの、雪中行軍、夏の夜間行軍健足鍛練を目的とする剛健旅行等の區別があるが何れも幹部が之れを統率し規律的に行動するが一般である。

運動會は小學校と聯合して爲すもの、在郷軍人分會と聯合して爲すもの、單獨にて爲すもの、都市聯合運動會、府縣聯合運動會等種々に行はれ、近來非常の盛況に赴いて來たことはよろこぶべき現象である。

體育指導者 青年團體指導者の種別を其の數順序に記すれば 一、學校教員 二、在郷軍人 三、特志家 四、青年團員 五、警察官 六、専門家 七、村長 八、劍道

師範 九、柔道師範 一〇相撲師範 一一、役場吏員 一二、神官僧侶等であるが就中最も多いのは小學校教員である。

指導者の總員數に關しては廣島縣の一五四九人、和歌山縣の一三四五人、香川縣の一三二六人で其他の府縣は皆千人以下である。最も少ないのは東京の五三人である。
(大正八年調査)

指導者の手當に就きて見るに新潟縣に於ては劍道師範に對して一ヶ月十圓、柔道師範に對し一ヶ月二十圓を給して居り、岐阜縣では武術師範に對し一ヶ月十圓を給し、廣島福岡の二縣では一ヶ年十圓以上二十圓以下を給して居る。特に出色とも云ふべきは佐賀縣であつて、中等學校武道師範を聘すること四人、各人に一ヶ年二十四圓宛の手當を給しつゝあるのは當縣武道普及發達の如何を推知するに足ると思ふ。併し大多數の府縣は極く少額の手當か若くは全然支給せぬものが多い様である。

體育獎勵の方法 技術の末に走らず身體の鍛練及精神の陶冶に力を注ぎ、青年

をして一層體育の必要を自覺せしめ、體育趣味の向上を計るといふことに各地方とも努力して居る様である。而して體育獎勵の方法としては、前述の如き指導者を囑託して獎勵する外に各地種々な方法が構せられて居る。例へば鳥取、廣島、三重、佐賀の各縣では毎年一回以上壯丁検査に準じ精確なる身體検査を行ひ、累年比較表を作成し團員手牒に登載して自己の身體狀況を自覺せしむると共に、體格表彰規定を設け、其の成績の優良者、模範體格の所有者を表彰することに定めてある。又廣島縣の或郡では徴兵検査に於て検査成績優良であつた青年團を徴兵官立會の上で表彰することにしてある。

此の外群馬長野等の縣の如く體操指導主任員を設置し各青年團を巡回指導し體育の普及徹底を期し居るもの、或は廣島縣の如く縣教育會が郡市青年團に指導員を派遣して運動競技の實地指導を爲すもの、或は福井縣の如く縣郡市町村と系統的な青年體育會を組織し郡費の補助まで支出して獎勵するもの等ありて、漸次其の成績見るべきものあり。

五 青年團の娛樂

諷誦に關するもの 諷誦に關して各地の青年團が、團として特に施設せるものは至つて尠ない。多くは各種の會合の際に、臨時に餘興として樂しむに過ぎない有様である。而して其種類は各地を通じて琵琶、謠曲、浪花節、唱歌、軍歌、詩吟、淨瑠璃、尺八、笛、蓄音機、俚謠等である。

青年團中央部で定めてある「帝國青年の歌」を團歌の一として愛誦しつゝある府縣は、報告書によれば大阪、群馬、奈良、宮城、石川、富山、廣島、山口、愛媛、大分、佐賀、沖繩の十二府縣であるが、其他の地方に於ても勿論右の歌を愛誦する所があると察せられる。

北海道に於ては俗謠の歌詞を作り換へて、卑猥な部分を改め、成るべく向上的精神に富む様な部分を多くし、健全なる思想を養成するやう之等を鼓吹してゐる。

大阪府に於いては特に團體に教師を聘して、謠曲、琵琶を稽古しつゝある。又神奈川縣の箱根地方にては、箱根八里の追分節が流行し、一般から承認されて居る。滋賀縣の如きは、一ヶ月一回又は隔月一回、俳句、冠句の募集をなして、優等者には夫々賞品を授與し、之等の趣味を鼓吹しつゝある。

岐阜縣の大垣市に於ては一ヶ月二回、琵琶歌、唱歌、謠曲を教授して居る青年團があり、又同縣下の一郡にては毎月一日娛樂會を開いて唱歌、軍歌、琵琶、浪花節、落語、演説等をなす所もある。

宮城縣に於いては伊達政宗の作「颯々時雨」の歌を公認して郷土の偉人を追憶して精神修養の一助となして居るが、斯かる方法は愛郷の念を強くし、偉人の感化に浴する上から云つて適當の舉と云はねばならぬ。

其他福岡縣下の一團體に於ては俳句を教授する所があり、熊本縣下に於ては詩吟、謠曲、唱歌を教授して居るものがある。

會合に關するもの 會合の際に於ても特に娛樂的の施設をなし居る處は殆んど無い。矢張り前章に述べた通りに一年に一回乃至三回宛農閑を利用して總集會等を開催する場合に、餘興として種々の娛樂的興行を爲すに過ぎない。其種類としては講談落語・浪花節・幻燈・活動寫眞・俳句・將棋・圍碁・競技・謠曲・角力・琵琶・生花・蓄音機・音樂會・義太夫會・演説會・盆踊・柔道・擊劍・劍舞・競馬・射的・庭球・野球・自轉車會・觀月會・歌留多會・二軒加・煙火等である。

岐阜縣に於ては樂器を具へて音樂隊を組織し、總會開催の際又は運動會の際は勿論の事、其他の場合に於ても一定の時日を定めて練習しつゝある。

石川縣に於て特に施設せるものは、清娛會・隱藝會・一人一藝會・音樂會・幻燈會・活動寫眞會であつて、其他のものは會合の餘興として臨時に行ふに過ぎない。

岡山縣に於ては徹夜會・庭球・野球・敬老會・競馬會・自轉車會・義士會等を行ひつゝあるが、其他に演藝會なるものがあつて村營として毎年三日間芝居を舉行しつゝあるが特

に老人を優待し且つ幕間に於て村治村是の講話を行つて居る。

熊本縣下の葦北、玖磨、八代等の郡に於ては臼太鼓棒踊の古風のものが存在し、阿蘇地方にては獅子舞なるものが存して娛樂となされて居る。

地方的慣習に依るもの 各地方を通じて最も多く行ふ所の娛樂としては、祭禮の際には獅子舞・山車・宮相撲・神輿昇・神樂・劍舞・獻燈・芝居・手踊・仁輪加・競馬會・射的等であつて、正月には骨牌・講談・浪花節・琵琶・義太夫・田植舞・太神樂・權現廻（巖手縣の如き）、謠曲・福引會等が最も盛に行はれて居る。節句の際には大風飛揚・登山・修學旅行・劍舞等が流行し、盆祭の節は盆踊今尚流行しつゝある。盆踊には從來多くの弊害を伴ふものとして非難の聲もあつたが、各地に青年團の成立以來、種々の點に於て改善を加へられて之れが取締及時間の制限を加へて居る地方もある。且つ昨今知識階級の人々が之等の娛樂に加はる様になつて來た爲に益々弊風が改善されつゝある事は喜ぶべき現象と云はねばならぬ。

其他地方的特有なるものとしては、青森縣に於ては佞武多と稱するものがあつて、陰曆七月一日から六日間夜間佞武多祭を行ふのである。即ち竹木を以て種々なる人物の像を作つて紙を貼り色彩を施し燈火を點じ笛太鼓にて囃立て市中を練廻り、同七日には七夕祭を行ふと共に、佞武多流しと稱して河川等に於て紙其他の幾部を流す習慣である。又同縣に於ては御山參詣と稱して、陰曆八月一日から十五日迄、白衣を著し幣帛を捧げ六根清淨を唱へ笛太鼓を以て之に和し、一行數十人列を爲して國幣小社岩木笛神社に參詣するが、其歸途は無事登山したのを祝福する意味で踊太鼓に和して踊りつつ歸るのである。

鳥取縣に於ては盆踊に就ての改善に努力しつゝあるが、其要點を擧ぐれば左の通りである。

一、歌詞及び其選定に注意すること

一、他部落に出演するも宿泊せざること

- 一、體面維持に努めしむること
- 一、服装は質素ならしむること
- 一、假装せざること
- 一、午後十二時限りとし必ず引上ぐるること
- 一、可成他村に出でざること、又は一里以上の隔りある村に出でざること
- 一、青年幹部に風紀を取締らしめ不衛生に流れしめざること

香川縣に於ては從來風紀上衛生上等のことを顧慮して一時盆踊を禁止して居つたが、大正三年頃から之を復活せしめ、一定の司會者から届出で許可を受けて施行せしめつゝあるのと、一面青年の思想が向上したるとに因つて大なる弊害が無い様になつて居る。

其他地方特有のものが多少あつて、例之、愛媛縣に於ては鬪牛、地方祭地車（方言だんじり）、地方祭（方言やたい）、等が行はれて居るが、前述の各種の娯樂が全國を通じて最も盛んである。

◎全國年團明治神宮代參者大會

大會開催趣旨 明治神宮御造營竣成を好機とし、全國青年團をして等しく明治神宮に參拜せしめ、相俱に奉公の誠を神靈に誓はしめん爲、内務文部兩省の主催にて全國青年團明治神宮代參者大會を大正九年十一月二十一日より東京に開催し、同二十七日無滞終了した。今大會の狀況を「文部時報」を參照し左に紹介す。

參集人員 總數六四七名代表團體數一六〇〇〇、今參集人員の府縣別を示せば左の如し。

北海道 一九	東京 二二	京都 二〇	大阪 一一	神奈川 一三	兵庫 二九
長崎 一〇	新潟 一九	埼玉 九	群馬 一三	千葉 一二	茨城 一五
栃木 九	奈良 一一	三重 一八	愛知 二三	静岡 一五	山梨 一〇
滋賀 一三	岐阜 二〇	長野 一九	宮城 一七	福島 一九	岩手 一四

青森 一〇 山形 一三 秋田 九 福井 一二 石川 九 富山 一〇
鳥取 七 島根 一四 岡山 二〇 廣島 二〇 山口 一二 和歌山 八
徳島 一一 香川 九 愛媛 一四 高知 五 福岡 二六 大分 一三
佐賀 九 熊本 一三 宮崎 八 鹿兒島 一三 沖繩 二

宮城拜觀 參集員一同は到達の翌日即十一月二十二日午前十時二重橋前に整列し宮城を奉拜したるか其の後特別の思召により新宿御苑竝宮城内の拜觀を差許されたるを以て十一月二十七日午前九時先つ新宿御苑を拜觀し尋て午前十時宮内省に出頭同省係員の案内により宮殿及振天府・建安府・淳明府を外部より拜觀したる後賢所に參拜し同所に於て二荒宮内省參事官より「賢所と皇室との御關係」に就き一場の講話を聴き一同無上の光榮に感激した。

皇太子殿下御親閱 皇太子殿下には特別の思召を以て參集員一同を十一月二十一日午後四時高輪御所に召され御親閱を賜はる旨仰出されたるを以て一同感激措く能

はず宮城奉拜後同御所に赴き式場たる御外庭に整列して殿下の出御を待ち奉つた。定刻殿下には陸軍歩兵少佐の御軍服にて本多侍從・濱尾大夫以下を従へ奉迎の床次中橋兩大臣以下に御會釋を賜ひ御内庭より玉歩を運はせられ正面の壇上に立御一同の最敬礼に對し擧手の御答禮を賜ひ御親閱を了せられたる後御機嫌麗しく入御遊はされた。是より先 殿下には床次中橋兩大臣を召され内謁見所に於て青年團の狀況に就ての言上を御聽取あらせられ長くも左の令旨を下し賜つた。

今 旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恆ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

床次内相は殿下の入御を奉送し終るや此趣を一同に傳達し恭しく令旨を捧讀した。團

員一同は身に餘る此光榮に感激し左記奉答の言上方を内務文部兩大臣に請ひ御所を退出した。

奉 答

畏クモ皇太子殿下本日全國青年團員ニ對シ特ニ優渥ナル令旨ヲ賜ハリ青年ノ嚮フヘキ所ヲ示シ給フ一同恐懼感激ノ至リニ堪ヘス爾今益々協心戮力修養ニ努メ以テ令旨ニ副ハムコトヲ誓ヒ奉ル

明治神宮參拜 十一月二十三日參集員一同明治神宮別院拜殿兩側の廻廊に整列し同十一時半奉告祭を行ふ鈴木權宮同祝詞を朗讀し小橋内務次官・南文部次官・池田内務省社會局長玉串を捧げ最後に青年團を代表して大阪市青年團代表蒲田 郎玉串を捧げ一同最敬禮を行ひ莊嚴裡に參拜を終了した

名士の訓話 滯京中參集員に對し行はれたる各大臣の訓示其他名士の訓話左の如し。

海軍大臣訓話(十一月二十二日海軍參事館ニ於テ)

石黒樞密顧問官講話(十一月二十二日西本願寺別院ニ於テ 明治天皇ノ御聖德ニ就キ)

内務大臣訓示(十一月二十三日明治神宮外苑憲法記念館ニ於テ)

文部大臣訓示(同上訓示要旨則記ノ通り)學習院長一戸大將訓話(同上明治天皇ノ御懿德並乃木將軍ノ事績ニ就キ)

農商務大臣訓話(十一月二十四日農商務省ニ於テ)

逓信次官訓話(同上逓信省ニ於テ)

貴族院副議長演說(十一月二十五日貴族院ニ於テ)

衆議院議長演說(同上衆議院ニ於テ)

内閣總理大臣訓話(十一月二十七日首相官邸ニ於テ)

陸軍大臣訓話(十一月二十七日西本願寺別院ニ於テ)

見學 滯京中見學したる箇所等左の如し

海軍參考館(十一月二十二日)

乃木將軍舊邸(十一月二十三日)

農商務省商品陳列館(十一月二十四日)

逓信省電氣局(同上)

逓信省貯金局(同上)

貴衆兩院(十一月二十五日)

砲兵工廠(同上)

代々木練兵場ニ於テ飛行機、タンク、軍用鳩(同上)

横須賀軍港(十一月二十六日横濱ヨリ飛行機母艦若宮號ニ乗シ横須賀ニ赴キ途中水上飛行機潛航艇漫遊ヲ見

著後金剛艦、連船所、鎮守府等ヲ見ル)

帝國大學農學部(十一月二十八日隨意見學)

西ヶ原農事試驗場(同上)

文部大臣訓示 明治神宮は六箇年の長い間官民共に至誠を輸して造

營し奉り、愈茲に竣工を告げまして本月一日全國民舉つて奉祝の裡に鎮座の大祭も滞りなく終つたのであります。在天の大帝も必ず我々の誠意を御汲み取り遊ばされたことと存せられます。明治天皇の御聖徳は只今内務大臣の述べられた通りで我々は此御聖徳を仰ぎ明治神宮を參拜して只感泣に堪へないのであります。

顧みれば尙諸君の記憶にも新なる通り明治神宮の造營は六年以前に始まりまして爾後今日に至るまでには古今未曾有の大戦亂が勃發しまして五年間歐洲の各國は東西に分れて戦争を續け慘劇の巷となつたのであります。戦が收まつた後も人心の動搖を來し今も尙慘憺たる状態であつて戦に勝つた國も負債は山の如く人心は安定せず何時革命が起るか判らない様な有様であります。又負けた國は尙更甚だしいもので人口は減り財産は減じ悪疫は流行してローマの滅びた

やと思ふ許りであります。惹いて我が國に於ても國民の思想に一大影響を及ぼしまして其の統一善導には朝野舉つて少からず心配致しましたが幸ひ我が國民の思想は健全であつて官民一致の努力により次第に思想界も安定に趣き國內人心の嚮ふ處も堅實になつて参りましたことは國家の爲め洵に慶賀すべきことでは是亦明治天皇の御遺徳の然らしめた事と確信するのであります。併し歐洲各國の安定しない内は十分安心することは出来ませんから我々は尙一層結束を固ふし外來惡風潮の爲めに動搖しない様心掛けねばなりません。十月三十日は教育勅語御下賜三十年に當り又十一月一日は明治大帝の御神靈を奉祀する明治神宮の鎮座祭を行はせられたのは此の間に深い因縁がある様に拜察せらるるのであります。

今回諸君は全國各地青年團の選良として上京せられ是の如く由緒

深く尊き神宮に親しく参拜するの最初の光榮を得昨日は又東宮殿下より優渥なる御令旨を拜載し且つ親しく拜謁の榮に浴す。茲に於てか一層崇高なる感激の至情に打たれ將來益々研鑽修養を重ね地方青年の模範として君國の爲め獻身的に奮闘し以て東宮殿下の御令旨に副ひ奉らんとの信念を鞏固にせられたこと、思ひます。自分も此の好機に臨み青年教養に關して平素懷抱して居ることの一端を述べて諸君の御注意を促したい。

諸君は天下の青年である。青年は人生の始りであり人世の門出であり又一生の花である。此の門出に於ての修養が最も必要である。其の如何により一家の幸福も一國の盛衰をも決するのであります。勿論人生は不斷の修養を必要とするのでありますから一生を通じて何れの時期に於ても夫れ相應の修養といふことは必要なことではあ

るが就中花時の木とも譬ふべき所謂青年期の諸君は肉體的にも精神的にも極めて變化に富み又極めて曲折の多い時期でありまして最も教育修養に専念努力を要すべき大切な時であります。

斯くの如き人生の一大轉期に立つ青年の大多數が漸く學校の指導を離れ家庭の保護に遠かり實社會に出でんとするに當て何等教養の道もなく知識の開発も徳性の涵養も不十分である間に此の期を過してしまふといふ様なことがあつては青年個人の爲めに洵に遺憾千萬なことであることは申すまでもなく其の結果は直接國民活動の能率に影響を及ぼすことでありまして國家としても其損失の大なることは今更論を俟たぬところであるから克く一身の修養に注意し自主自營一郷の模範となり君國の爲めに盡さねばなりません。

元來大和民族は極めて常識に富み且實行力に富んで居る。又道德

程度高く人格を重んずる特色がある。これが國家を繁榮ならしめた基である。國の隆盛となるは徒らに領土廣さが爲めではない、又人口多きが爲めでもなく富が多い爲めでもない。古から此の三つのものが揃つて居て亡びた國は多々ある。國の小なる時は總ての點が緊張して居るが大となるに従て人心は弛み道德は下り遂には亡國の慘を招くに至るのであります。我が邦は小さく人口も多數とは云へず富亦多くはない。併し僅々五十年間に世界の優班に列するに至つたのは國民が常識に富み實行力豊かで道德程度高く人格を重んじたからである。是さへあれば東洋は無論世界の人種の爲めにも盡せる譯である。而してこれは青年團の力によつて初めて出来るのであるから全國の諸君が此の任を擔つて居る事を自覺し邦家の爲めに盡さなければならぬ。

諸君は先輩識者から指導教育を受け又講話等によつて學ぶも只それに使らんとする受身的消極的の態度であつてはならぬ。元來修養の本義は青年各自が發奮精勵し自主獨立自營的に其の實を擧ぐるといふところに存するのであつて今春訓令を出して特に此の點を力説したのも此の趣意に他ならぬのであります。

諸君が歸郷の上は能く是等の旨を傳へ共同一致精勵恪勤其の修養に努め將來徳に於ても知に於ても體力に於ても富力に於ても雄大なる國民として堅實なる公民として國運の伸張に自治の振興に若々しい元氣を以て積極的に活動することが出来る様確固たる思想を以て夫々各地各様に所屬自體の特色を發揮し其の精華を發揚することに心掛け參拜の時の心を以て明治大帝陛下の御聖旨を體し東宮殿下の御令旨に副ひ奉る様希望するのであります。

原總理大臣訓示 諸君が明治神宮參拜の爲上京されたるは國家の爲慶賀に堪へざる處なり。大戰以來世界は社會的に種々の事象を呈し紛糾雜然たる状態を來しつゝある事諸君の熟知する處の如し。殊に近來我が國內にも一種の外來思想に感染し動もすれば國體の根原を搖撼せんとするもの無きにしもあらず。此の際に方りて諸君の明治神宮參拜の一舉は社會國家に好影響を與ふるものあるを信せざる能はず。

今や我が國家の前途には幾多の艱難横はり一日も枕を高うする能はざるなり。五大國の一に列し國威の發揚前古無比と雖も之と同時に國民は其の責任の著るしく増大しつゝあるを得し努力一番大に國家の進運に副ふ處なかるべからず。

内務大臣訓示 明治神宮は大正四年の起工に係り爾來六星霜を經

て經費五百二十餘萬圓を要し今回竣成を告げたのであります。神域は内苑外苑に分れ内苑は約二十二萬坪に亙り皇室より御下賜になりました外苑は十五萬坪で明治神宮奉賛會の經營に係り其の獻金額は六百七十餘萬圓に達して居ります。尙各地方よりの獻木も十二萬餘本の多きに上り又全國青年團員の造營に奉仕せるもの約五千にして其の勞務能率も普通より遙かに優れたるものあり。御鎮座以來參拜者は陸續として其の數を知らざる有様なれども神前にては些の雜踏を見ず其の敬虔なる態度は人をして無量の感に打たれしむるものあり。是等は皆 明治天皇並に昭憲皇太后の御盛徳を景慕し奉る國民至情の發露であります。諸君も亦必ずや參拜により深く感激せられたることゝ信じます。諸君は今や全國一萬七千餘の團體三百萬の團員を代表して此にあり。

抑も此の建物は憲法記念館と稱し舊とは赤坂御所の一部分であり憲法は此の御殿で編纂せられ 明治天皇が屢此に臨御ありて審議を聞召されし當時の建築物であります。然るに今や端なくも此の記念すべき御殿に於て諸君と共に會同することを得たのは一層意義の深きものあるを覺えるのであります。

謹んで惟ふに明治天皇の御一代に於ける最も大なる御事業と申せば立憲の制を建てられた事と自治の制を定めさせられた事であります我國民は之れに依つて大精神を與へられ之れに依つて精神的に一大復活を致したのであります。此の大精神が國民的行動の各方面に活躍して開國以來僅々五十餘年の間に無比の大進歩を爲し此の國運の隆昌を致したものと私は信じます。因て先づ此の大業に就て簡單に御話して見たいと思ひます。

明治御維新の際に於ける大政方針は言ふまでもなく復古維新と申す事でありました。慶應三年十月徳川將軍が大政を奉還したので朝廷に於かせられては直ちに之を聞召され茲に王政復古の大號令といふものが煥發されました。其結果從來の官職は總て御廢止になりまして攝家關白内覽などといふものは固よりの事其の當時は學問は學問の家和歌は和歌の家武藝は武藝の家といふ風に祖先の業を相嗣いで全く世襲になつて居つたのでそれを門流と稱したさうであります。が此等總ての門流も其時限り無くなつて勿論幕府などといふことは一切廢せられたのであります。さうして茲に國家は皇室と國民とのみに相成り隨つて政治は皇室と國民と直接關係のものとなつて神武天皇當時の精神に則り直接國民相手に國民を基礎とし民意尊重を主として政治を取り行はせらるゝことになつたので斯の如きは即ち神武

の古へに復するのであるとの意味から偕てこそ王政復古と申されたのであります。さうして舊弊御一洗百事御一新といふのが所謂維新の大方針であります。尋で明治元年一月に王政復古の詔を發せられ

王政復古ノ詔

明治元年戊辰一月

『癸丑以來國家多事 先帝宸襟ヲ惱ス衆庶ノ知ル所ナリ今ヤ王政ニ復シ國威ヲ挽回シ大小ノ政令一ニ公議ニ決シ天下ト更始セン
四方其レ之ヲ體セヨ』

と仰せられ『一ニ公議ニ決シ天下ト更始セン』との御趣意であります。其の三月十四日には『億兆安撫國威宣布ノ御宸翰』なるものを賜はり同じ日に『五箇條の御誓文』を天地神明に捧げさせられたのであります。それから後愈此の復古維新の方針を御實行になるに就ては御苦

辛一方ならざりしことは拜察に餘るところであります。

國是會議の詔

明治二年四月二十日

『朕嚮ニ汝百官群臣ト五事ヲ掲ケ天地神明ニ質シ綱紀ヲ皇張シ億兆を綏安スルヲ誓フ然ルニ兵馬倉卒未タ其績ヲ底サス朕夙夜上ハ以テ神明ニ畏レ下ハ以テ億兆ニ慙ツ今ヤ乃チ親臨汝百官群臣ヲ朝會シ大ニ施設スルノ方ヲ諮詢ス是神州安危ノ決今日ニ在リ誠ニ宜シク腹心ヲ披キ肺肝ヲ表シ可否ヲ獻替スヘシ朕將ニ勵精竭力大に經始スル所アラントス汝百官群臣ソレ勗哉』

先づ大政官の中に議政行政以外に七官を置き其の議政は上局と下局との二つに分ち下局には議長議員が居つて今日の所謂公議輿論を

盡すといふ譯であります。尋いで公議所が設けられ各藩からの人材を簡拔して所謂公議を盡さしめられ明治三年には衆議院が開設せられて廣く衆議を諮詢し國家治安の大本を定めるといふ事にされたのであります。越えて明治四年には廢藩置縣となり後八年に至りて元老院大審院を設けられ又地方官を召集せられ淺草本願寺に於て會議が開かれましたが當時に於ては此の會議が即ち輿論を議する所と認められたのであります。先帝親しく臨御遊ばされ辱くも詔を賜ひ之に對して議長の木戸公より奉答があつた次第であります。其の中に臣等が未だ實驗せざる所なれば臣等と雖自ら其の如何なる成功を現し得べき乎を保すること能はずとあります。當時の有様が想像せられるようであります。

議院憲法頒布ノ詔

明治七年五月二日

「朕踐祚ノ初神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ漸次ニ之ヲ擴充シ全國人民ノ代議人ヲ召集シ公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安ンシ以テ國家ノ重キヲ擔任スヘキノ義務アルヲ知ラシメントヲ期望ス故ニ先ツ地方長官ヲ召集シ人民ニ代テ協同公議セシム乃チ議院憲法ヲ頒布ス各員其レ之ヲ遵奉セヨ」

立憲政體ノ詔

明治八年四月十四日

「朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願ニ中興日淺ク内治ノ事常ニ振作更張スヘキ

モノ少シトセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クスヘシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ルルコト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ」

地方官會議開院ノ詔

明治八年五月二十日

「茲ニ地方官會議ノ始朕親ヲ臨テ汝各官ニ誥ク朕經國治民ノ易カラサルヲ思ヒ深ク公論衆議ニ望ムコトアリ今汝各官地方ノ重任ニ居リ親ラ民情ヲ知ル誠ニ能ク同心協力シ事緒多端ナルモ務テ其ノ急ヲ先ニシ議論異同アルモ要スルニ其歸ヲ一ニシ專ラ衆庶

ノ爲ニ公益ヲ圖ラハ則チ斯會ヤ國家無疆ノ幸福ヲ開クノ始タラ
ン汝各官其レ斯旨ヲ體セヨ

地方官會議議員ヘノ勅語

明治八年五月二十日

『朕去年五月ニ於テ始メテ地方官會議ヲ興サントシ既ニ召集ノ期
アリ外事方ニ起ルニ會シ已ムヲ得ス中頃ニ止ム今年再ヒ前業ヲ
舉ケ議員悉ク來會ス朕甚タ之ヲ嘉ミス事新創ニ係リ未タ實踐ノ
則アラサルヲ以テ汝議員今奉答スル所ヲ踐ミ相偕ニ協同經始シ
テ創業ノ源ヲ深シ此會議ノ成效ヲ收メ他日人民幸福ノ流ヲ長セ
ヨ汝議員其レ之ヲ欽メ』

前述の如く着々と中央の制度に改革がありました其の間に地方制

度のことを申すと封建制度がなくなつて政治は中央に集權せられまし
た。偕て國事は内外日を逐うて多端となるに隨ひ到底中央政府のみ
では仕事が進り終はせられるものでありません。そこで地方の事は
宜しく地方に分擔せしむべしといふことになり又地方の事は最も地方
の事情に精通した地方の人々をして之を措置せしむるが宜しきを得
たものであるといふ御趣旨もあり其の上地方の政治には地方の人々
を參與せしめ由て以て公共心を涵養し其の公務に熟練するに隨ひ追
つては國政に參與する時の用意にもなる譯であるから乃ち地方の事
は地方の人をして自から治めしむるのが宜しいといふ大體方針の下
に漸次進行せられ明治九年には各區町村の金穀公債規則共有地の取
扱規則土木の起工規則等が設けられ之によつて區民町村民が地方行
政に參與するを始めて認めらるゝやうになつたのであります。そ

れから十一年には郡區町村の編制法が發布せられ府縣會規則地方税規則も定められて始めて府縣を以て一の自治體とし議事機關として府縣會を設けられ尋いで十三年四月に區町村會法を定められ十七年には内務省に町村法調査委員を置き後に地方制度編纂委員となり時の内務卿は山縣公で獨逸人モツセー氏も委員の一人でありまして遂に二十一年には法律第一號を以て市制町村制を發布せられたのであります。引續き二十三年に府縣制郡制が定められ斯くて地方の自治體は府縣郡市町村といふ三團體となつて地方制度は出來あがつたのであります。斯の如く一方地方の自治制度を整へると共に他の一方に於ては立憲政治に着々歩を進められ明治十四年に國會開設の勅諭が發布となり明治二十三年を期し立憲政治を施行するに依り各其心得を持つて準備を致す様にといふことになつたのであります。是に於

て乎翌十五年に伊藤公は憲法取調の爲歐米に派遣され十七年に制度取調局が設置せられ二十一年に樞密院が設けられて憲法草案が院議に附せられ二十二年紀元節に至りて憲法は發布されたのであります。斯の如くにして我が憲法竝に自治制は制定せられたのであります。が歐洲諸國に於ける憲法政治は常に尠からざる犠牲を拂ひ甚しきは革命の慘劇をも演じて行はれたのであるが獨り我邦に於ては全く其の類を異にし平穩の裡に憲法政治が行はれるやうになつた事は眞に國民の幸福とするところ又最も誇とすべきことと思ひます。是れ明治天皇御聖徳の賜であつて我邦建國の由來と立憲政治に對する思想とが其根本に於て各國と其趣を異にする所あるが故に左様であつたものと考へます。他の國に於ては封建制度より專制政治の時代となり治者被治者の間に尠からざる争闘が行はれ被治者の要求に基いて

初めて立憲政體に移つたのであります。然るに我邦に於ては神代の昔より八百萬の神々が天の安河に集まりて國事を協議せられたと申す如く既に其當時より民意尊重萬機公論の御趣旨は窺はれますが人皇の代になりても殊に人民の事を大御寶と仰せられ常に國民を赤子といつくしまれ民意を尊重あらせられたのであります。隨て國民も皇室を宗家として仰ぎ奉り義は乃ち君臣にして情は猶ほ父子のごとしと仰せられた様に君民一體忠孝一本の國體を現出して三千年の久しきに及んで居るのは絶えて列國に其の比を見ない所であります。

斯くて我邦は上下一致に依て立つて居る國であります。隨て政治は國民的である國民は此の國を擔當して立つには自から教育は一般に普及せられて文化を進められなければならぬ。兵役は皆兵の主義により納税も國民一般の義務となり要は憲法發布の詔勅に仰せらる

る如く國民自から進んで此の國を擔當すべきものなりとの大精神大白覺を要するのであります。

憲法發布の勅語

明治二十二年二月十一日

「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ 朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ

和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業を永久に鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ』

市町村制發布ノ上諭

明治二十一年四月十七日

『朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム』

此の大精神が 明治天皇によつて與へられ新しき元氣活力が國民に加へられたればこそ開國以來僅か半世紀の中に異常なる國運の隆

昌を見るに至つたものと私は考へるのであります。

此の大精神は五箇條の御誓文並に御宸翰を拜しますれば一層明瞭になる次第であります。

五箇條ノ御誓文

明治元年戊辰三月十四日

- 『一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一、官武一途庶民ニ至ルマテ各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以シ衆ニ先ンジ天地神明

ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ
基キ協心努力セヨ」

五箇條の御誓文は神様に御誓ひになつたもので當時群臣は連署
し死を誓つて聖旨の奉行を期したのであります。

御宸翰は汎く一般に御示しになつたものであります。が知らない人
も多いやうであります。から茲に其の全文を捧讀致します。

億兆安撫國威宣布ノ御宸翰

明治元年戊辰三月十四日

「朕幼弱ヲ以テ粹ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ
事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪ヘサル也竊ニ考ルニ中葉朝廷衰テ
ヨリ武家權ヲ專ラニシ表ハ朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ク

億兆ノ父母トシテ絶テ赤子ノ情ヲ知ル事能サルヤウ計リナシ途
ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果テ其カ爲ニ今日朝廷ノ尊重
ハ古ヘニ倍セシカ如クニテ朝威ハ倍衰ヘ上下相離ル事霄壤ノ如
シカ、ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ今般朝政一新ノ時
ニ膺リ天下億兆一人モ其ノ所ヲ得サル時ハ皆朕ガ罪ナレハ今日
ノ事朕自ラ身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立チ古列祖ノ盡サ
セ給ヒシ蹤ヲ履ミ治績ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君
タル所ニ背カサルヘシ往昔列祖萬機ヲ親ラシ不臣ノモノアレハ
自ラ將トシテ之ヲ征シ給ヒ朝廷ノ政總テ簡易ニシテ如此尊重ナ
ラサルユエ君臣相親シミテ上下相愛シ德澤天下ニ洽ク國威海外
ニ輝キシナリ然ルニ近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ相雄飛スルノ
時ニ當リ獨リ我國ノミ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シ一新ノ效

ヲ計ラス朕徒ラニ九重ノ中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ルルトキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメンコトヲ恐ル故ニ朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ神州ノ危急ヲ知ラス朕一タヒ足ヲ舉レハ非常ニ驚キ種々ノ疑惑ヲ生シ萬口紛紜トシテ朕カ志ヲナササラシムル時ハ是レ朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラス從ツテ列祖ノ天下ヲ失ハシムルナリ汝億兆能ク朕カ志ヲ體認シ相率テ私見ヲ去リ公議ヲ採リ朕カ業ヲ助ケテ神州ヲ保全シ列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシメハ生前ノ幸甚ナラン

此の御宸翰を拜して如何に牢乎たる御決心如何に非常なる御覺悟を以て國事に當らせられたか一身の事は何にも御考へおらせられず如何に國家民人の安危休戚を御軫念遊ばされたかといふ事を拜察し得らるゝのであります。先づ常に上は神明に誓ひ下は萬民を相手に國事をなさつてをらるゝとは憲法發布の勅語、教育勅語、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書を始め總ての詔勅に其御趣旨が拜せられ如何にも感激の至に堪へません。さうして我邦の地位を進めんと思召しては『萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス』

と仰せられ御製にも

よきをとめあしきをすてゝ外國に

劣らぬ國となすよしもかな

とあります。明治元年御即位の時には從來踏襲し來つた支那風の御儀式を改められて新しく神武御即位當時の式に則り給ひ殊に大きな地球儀を紫宸殿の庭上にお据ゑになつたといふことを承つた丈でも意氣軒昂するを覺ゆるのであります。

常に國民の上を思し召しては

「億兆ノ父母トシテ絶テ赤子ノ情ヲ知ルコト能ハサルヤウ計リナシ」

とありて御製に

照るにつけ曇るにつけて思ふかな

わか民草の上は如何にと

と仰せられて居るのであります。

國の爲め民の爲には一切の責を御身に御引受けになつて

「天下億兆一人モ其所ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自ラ身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立チテ」と宣まはせられ御製に

罪あらは我を咎めよ天津神

民は我身の生みし子なれば

とこしへに民安かれと祈るなる

我世を守れ伊勢の大神

とあり常に率先してお勤めになり安居は天子の天職にあらずと思召され明治五年には九州に九年十一年十三年には東北から全國に巡幸あらせられ殊に明治六年習志野に始めて大演習を行はせられた時などには宮城から馬上拔劍の儘で行幸あり大西郷が始終其の御側に扈

従して居られたといふ事であります。

御治世四十五年の間一日の如く終始一貫御決心の堅くあらせられたことは申すもかしこき次第であつて御製の中に

とる棹の心長くも漕き寄せむ

葦間の小舟さはりありとも

まき柱たてし心を動かすな

世にはあらしの吹きすさふとも

むらきもの心の限り盡してむ

我か思ふことなるもならずも

と仰せられて居らるゝのであります。又如何に御精勵に渡らせ給ひしかは御製に

年／＼に想ひやれとも山水を

くみて遊はむ夏なかりけり

なつの夜もねさめかちにそ明しける

世の爲め思ふことおほくして

とあるを拜して恐懼に堪へません。殊に京都が非常に御好きであつて

春あきの花に紅葉にこひしきは

むかしすみたる都なりけり

の御製さへあらせらるゝに拘らず京都へは容易に行幸のなかつたのは御政治に氣のゆるまぬようにとの大御心もあらせられたかとも承つて居ります。

昭憲皇太后の御歌に

御園生の花は咲けとも静には

みそなはす目を少かりける

と仰せられ恐れながら 明治天皇が如何に日夜御精勵にあらせられたかを其の儘に御現はしになつて居ります。此に至つて私共は慚汗背を洩して恐懼措く所を知らない次第であります。

願ふに今や我帝國は世界五大強國の一員としては苟も國際上の大問題には其の商議に参加するの地位にあり殊に東洋の天地を提げて其の平和を維持し其の文明を進めることは我々の重大なる任務であります。是れ我青年の大覺悟を要する所であります。況んや世界は大戦役の慘禍を受けて今猶混亂不安の裡にあり獨り我帝國は國運隆々として昂り國民は平和を享樂して居ります。此れを思ひ彼れを思ひ愈々上下一致國體の精華を發揮し國光を宣揚し範を宇内に示しやがて世界の平和に貢獻し人類の幸福増進に努力すべきは我が帝國の使命なるなからんやと思ふのであります。

青年諸君、苟も此の國家を擔任し此の社會を負擔するは諸君の責任なりとの大覺悟あらば勇氣も自ら充ち熱も自ら生じ智も亦従つて起らん自主自立の精神何ぞ其の足らざるを憂ふるに足らんやと考るのであります。即ち 明治天皇により與へられたる大精神を更に愈々擴充し以て各、其の本分を竭して社會に奉仕し國家の進運を扶翼する所がなくてはならぬと思ひます。

終りに臨んで一言を加はへたきことは諸君と共に明治神宮に參拜したときの心持ちを常に保持して世に處して行きたいと思ふことでもあります。尙私は御造營にたづさはつて立柱祭の折りに

宮柱ふとしくたつることのこと

國の柱となるへかりける

といふやうに感じたのであります。又御鎮座祭の折には

とこしへに國の鎮めとなりたまふ

神のみこゝろ民そ守らむ

と其の時の心持を其のまま述べたのであります。願くは諸君と共に明治天皇の大御心を奉體し御互ひ國家社會の爲に勉勵したいと思ひます（大正九年十一月二十三日）

黒田貴族院副議長演説

諸君本日徳川議長は差支にて登院に相成りませぬ、

依て私より全國青年團の代表として明治神宮に御參拜の爲遠近より會同せられましたる諸君に御挨拶を致します。

畏くも 明治天皇は御明德古今に比なく御英武萬邦に類なき不世出の聖天子に坐しまし、又 昭憲皇太后には至仁至慈中外億兆の景仰し奉る御方にあらせられ、斯くの如き御乾德御坤德日月の如く相並びて明治昭代の化を布かせられ、僅かに四十五年の歲月を以てしまして我國民をして文明の福利を樂ましめ、封建の制を變して一躍世界

の最強國とせられましたのは宇内各國の齊しく驚嘆稱賛致す所であります。

此御聖徳の厚きに感憤致したる餘り、曩に明治神宮御造營の議がありました節に帝國議會は全會一致を以て必要の經費を協賛し奉り速に工の竣るを待ちました。又國民は或は神木を獻し、或は有志相率ゐて集合し至誠以て工事を輔け茲に質實莊麗なる神殿の竣工を見るに至りましたのは寔に然るべきことと存じます。

熟々 明治天皇の御治績を拜察し奉りますのに、世界の嘆稱極りなきの文明を致されたる御事迹にして固より枚舉に遑ありませぬ。斯の數十年の進歩は數百年を以てするも尙容易に達するを得ざるものでありまして一一之を列舉することは出来ませぬけれども、就中最も顯著なる御治績を基礎として國家の大發展を遂げられたるものが二つあると信じます。即ち維新の改革と憲法の制定との二つであります。此二者は時を異にし形を同うしませぬけれども、畢竟唯一つの大理想より湧き出てたるものであります。即ち明治元年三月畏くも 明治天皇が御躬を以て衆に先じ天地神明に誓せら

れ國是を定め萬民保全の道を立てさせ給ひし五箇條の御誓文に掲げられたる「天地ノ公道に基キ大ニ皇起ヲ振起」せられましたのに外ありませぬ。故に維新の御改革は明治文化の大發端にして、憲法の御制定は之を大成せられたるの大動力にも比すべきものであります。憲法制定前に在りましては國民の一部は速に國會を開設せられんことを希望し、一派は時に或は急進の舉に出てむとしましたけれども 明治天皇は先づ庶政を御改革遊ばされ徐に立憲政體の準備を進め給ひ、故伊藤公爵其他有爲の朝臣を海外に派して憲法及其他の重要な制度の取調を命じ給ひ、専ら我國體に本づき兼ねて海外の良制を御量りあらせられまして、明治二十二年憲法を發布せられ我國體をして世界の文明國に伍して光輝ある異彩を放つの基を開かせ給ひました。帝國憲法の條項に亘りましては爰に之を絮説致しませぬ。其の趣旨は 明治天皇が憲法發布の勅語に「朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ

鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」と宣はせられたる御詞に於て昭てあります。即ち汝臣民協力一致して日本帝國の發達に貢獻するの責に任せよと仰せられたるに在ります。爾來、我國民は上下心を協せ此大詔を奉戴し相共に力を國事に竭しました。臣民が直接に力を國事に致すの方法は固より多き中にも、帝國議會に於て議員にして奉公の誠を做すことは就中最も有力にして又最も光榮ある方法と信じます。

帝國議會は國民の意志を有りの儘に反映する明鏡の如きものであります。此明鏡に照して決定したることは即ち國家の有力なる意志となるのであつて、帝國の隆替盛衰に繋る重大事件は悉く其の議決を経なければなりません。議會開設以來三十餘年國家は屢々重要な事件に遭遇しました。併し議會は機に處して常に國運の興隆を翼賛し詔勅に所謂能く負擔を分つに堪へ以て聖明に副ひ奉りました。日清日露の兩戰役を始めとし近くは世界の大戰爭に際し其例最も顯著であります。諸君若し維新より明治二

十二年憲法發布に至るまでの時期と、憲法發布以後今日に至るまでとを比較して國運の進歩如何を對照せられましたならば其の然る所以を問はずして首肯せらるゝことゝ存じます。憲法は實に不磨の大典であつて我國の無窮の繁榮は之に依て達せられなければなりません。是が運用宜しきを得て有終の効果を收むるは實に諸君將來の努力に俟たなければなりません。諸君は全國青年の代表者であつて他日帝國議會の一員として議席に列せらるゝ方にもあることゝ思はれます。凡そ如何なる職業に従事するに致しましても庶幾くは 明治天皇の厚き御信頼を賜うたる負擔に堪ふことを期せられたい。諸君は只今より院内を見られ玉座を拜し憲法發布式の光景を仰がれ又憲法制定に大功ある故伊藤公爵の風姿に接せらるゝことと存じます。又 明治天皇の御使用の玉座及御椅子は最も諸君の注目を促すと信じます。此御椅子は本院の便殿にて 明治天皇の御使用のものであります。其の御質素は實に恐懼に堪へませぬ。殊に御使用久しき爲地質が磨損して居ります。是れ畏くも 明治天皇御使用のもの其儘であります

天皇が國家國民を重しとして御躬ら簡易質素を守らせ給ひしは臣子として實に感泣に堪へませぬ。併しながら此至誠の大御心は即ち我等臣民に對し世に處し國に奉ずるの道を示させ給ふものであります。國民が同じく此至誠の心を以て大御心に對へ奉らば今後我國の繁榮は期して俟つべきであります。世界の大戦争は漸く局を終りましたけれども人心の不安は海外に漲り溢れて居ります。

我國に於ても我國體と相容れざるの説を唱ふるもあり。斯の如き學説を引き來り之を慶福に充ち興隆の運に向へる我帝國に入れむとするのは正邪得失の懸絶實に甚しと云はなければなりません。諸君願くは我が本領を知りて之を發揚せられ却て歐米に敵ふるの意氣を示されたい。

是を成すの道は一である。即ち至誠以て 明治天皇の聖謨を奉戴するに在ります。

奥衆議院議長の演説 諸君、全國三百萬人の青年、一萬六千有餘の青年團體を代表さるゝ諸君に、本日只今此處に於て御目に掛ることを得ましたのは、洵に愉快に

堪へないのであります。私は議院法第十條に依り衆議院を代表致しまして、諸君に一言致します。諸君も御承知の如く我國は萬世一系の天皇を奉じまして、總ての國民は忠誠以て皇室に盡す可き筈であります。さり乍ら二千六百年の歴史の中に於て或は政權が藤原氏又は武門に移りましたこともあります。建武の中興正成、義貞の如き忠臣ありしと雖も、其業を全することが出来なかつた。然るに明治の御世即ち先帝の御世に及びまして所謂王政復古、天皇御親政の御代となりました。吾々共目の當り此の聖世に生れ、此御世を眺めまする丈けですら、非常な幸福であります。若しも正成、義貞又は頼山陽、高山彦九郎の諸氏をば今日にあらしめたならば、如何ばかり喜ぶかも分らないと察します。面して、先帝は嘗に明治中興の大業を遂げられたるのみならず、吾々臣民に對しても立憲の政體を樹つることを宣せられました。即ち明治十四年十月十二日に、

朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣ぎ中古紐を解くの乾綱を振張し大政の統一を總攬

し又夙に立憲の政體を建て後世子孫繼ぐべきの業を成さんことを期す。

との勅諭を下されて居ります。引續きまして明治二十二年二月十一日の憲法發布の詔勅に

朕國家の隆盛と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す。

と宣し玉ひ憲法發布されました。尙ほ其時に

國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり。朕及朕が子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らざるべし。

と宣べられて居ります。のみならず、

朕は我が臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむべきことを宣言す。

又

朕が在廷の大臣は朕が爲めに此の憲法を施行するの責に任すべく朕が現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に従順の義務を負ふべし。

と宣せられて居ります。諸君、只今も申します如く先帝は明治維新中興の大業を遂げられましたるのみならず此の如く立憲の政體を樹てさせられ、吾々臣民の權利自由を保障され、吾々をして政治に參與するの機會を與へられ、憲法政治、議院政治に依つて以つて國家永遠の隆昌、臣民の慶福を企圖されたので御座います。實に我帝國の臣民は先帝の御心に依りまして吾々の權利、吾々の自由、及び生命財産の安固を憲法に依つて保障されたる次第でありまして、此事を思ひますならば吾々共は感涙に咽ぶ次第でございます。

今回諸君が全國三百萬の青年を代表され、此東京に集まり、明治神宮に參拜されたのも、惟ふに是等の高德に景慕の餘りであると信じます。然る以上は諸君は先帝の御心を奉體し、將來我帝國永遠の隆盛を圖る爲めに、憲法政治に忠實ならむことを希望

致します。諸君近來動もすれば我國民中に於て議院政治を否定せんと欲する輩もなきにしも非ずであります。動もすれば憲法の條章、法律の命する所に依つて國家の進運を圖らずして、其範圍の外に出で、或は直接行動を口に唱へる者もあります。怪しからぬ次第であります。諸君は年齢其他の關係に於て或は選舉權を有されざる方もあります、それ等は深く論ずるを要さない、帝國に於ては飽迄先帝の御世に於て御制定になりました憲法の條章に基き、又は法律の命する所に依つて、此國運を進めることに忠實ならんことを此機會に於て切に希望致します。

吾々共微力、乍去議院政治の一員となり憲法政治に翼賛する責任を有しますから造次には顛沛にも此憲法並に法律に依つて國運の隆昌を圖る考でございます。それに就きましては諸君の如く眞面目にして、最も元氣に富まる、青年諸君を頼りとするのでございます。願はくは諸君等も永く久しく此憲法政治の爲に盡瘁されむことを、此機會に於て重ねて希望致す次第で御座います。

今日は幸ひに御目に掛る機會を得まして一言申し上げることを得ましたのは、衷心より喜びに堪へない次第でございます。茲に一言を費しまして諸君の御参考に供した次第であります。

◎青年團中央部事業概要

大正四年九月内務文部兩大臣の青年團體に關する訓令發布に際し、之が徹底を圖り團體相互の聯絡を保ちて發達進歩を期する爲めに、全國青年團體の中心機關を設くる必要があるといふ議が各方面に起つて來たので、内務、文部、農商務三省の直接青年團關係の當局者を初め、朝野多數各名士の協同により大正五年一月青年團中央部は創立せられたもので、爾來今日に至るの間全國青年團の中央機關として其の指導改善に盡すところ尠からず。今左に施設の實際を紹介する。

中央部の目的 青年團中央部の目的は教育勸語を奉體し戊申詔書を詔述し内務文

部兩大臣の青年團體に關する訓令に準據して全國青年團體の中央機關となり、相互の聯絡統一を圖り益々健全なる發達進歩を促すと共に、青年團並に青年に關する調査研究を爲し、或は識者に計り或は當局に訴へ以て青年の相談役となり肝煎役となり其の向上を圖らんとするに在る。

中央部の組織 青年團中央部は朝野の名士を名譽贊助員とし、中央に理事及び議員あり、理事中より常務理事を選出し常務を處理し、常務理事は幹事を任命して事務を擔當せしめ、府縣に府縣理事長、理事、幹事、郡市に郡市理事、幹事を委嘱し事業遂行の機關とす。尙ほ事業の發展を俟ち總長を置き總裁を推戴すべしと雖も先づ以て以上の機關に依り簡捷事に當り實行の歩を進めて居る。

中央部の經營 青年團中央部の經費は寄附金、補助金、出版物の收入及び其他の諸收入を以て支辨し、毎年度の豫算は常務理事に於て編成し理事會に諮りて成案となし商議員會の議決を経て之を定め決算も同様商議員會の認定に附す。而して其の會計

年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る。

中央部の事業 青年團中央部の事業は左記を以て全部と爲すものに非らず愈々益々組織を完成し實力を充實し眞摯堅確なる發展を遂げ漸次本部の眞目的を完うせんことを期す目下行ひつゝある事業の概要は左の如きものである。

青年團指導者講習會 毎年府縣知事の推薦に依る全國青年團指導者の爲に青年團員指導上の基本的智識並に實驗的智識、中外情勢の應變的智識、及び有效なる見學を併せたる短期講習會を行ひ之を系統的に講習し修了者の歸任地に於て各青年團員に徹底する様複式講習を爲すに都合がよく計畫して居る。

府縣青年團代表者協議會 毎年一回以上適當と認むる時期を選び各府縣青年團代表者の上京を乞ひ青年團の指導要項、聯絡要項、其他必要なる事項に就き協議研究懇談を遂げ互に意志を通じ懇親を結び聯絡統合の實を舉げて以て青年團體の進歩發達の氣運を促すの策を講ず。

全國青年團聯合大會 青年團中央部主催となり關係各省の翼贊の下に最も必要と認むる時期に於て全國青年團聯合大會を開催し緊要なる協議題を提げて互に審議を遂げ最も有益なる講話、重要箇所の見學、實驗談の交換等を爲し全國一齊に青年の元氣を鼓舞し志氣を旺盛にし自覺を喚起するに努む。

講演又は講話會 青年團中央部は賛助員、理事、商議員、並に朝野有識者の中より時に講師を選定し一班二名以上より成る講演（講話）隊數十班を編成し青年團中央部各府縣役員並に郡市役員と力を戮せ數ヶ月に亘り日割を定め各府縣下便宜の箇所にて講演（講話）會を開催し全國の巡回講演（講話）を爲し智識の普及を圖り青年團及び青年の進歩發達を促さんとす。

講師の派遣又は斡旋 青年團中央部は地方に於て開催せらるゝ町村青年會、郡市青年會、府縣青年會等の折に其の需めに應じ講師を派遣し又は講師斡旋の勞を執る但し申込は開會當日前相當の餘裕を置き且つ會衆の業態種別（青年團員又は團長指導

者等の別)等講師の參考に資すべき事項を附記する事。

雜誌及圖書の出版 青年團中央部は青年の讀物として且つは聯絡の機關として月刊雜誌『帝國青年』を發行す尙ほ青年並に青年團體の爲め時々有益なる圖書の出版を爲し又は他書店發行に係る有益なる圖書の紹介取次を爲す代金拂込を確實且つ便利にする爲め振替口座番號を有す(振替口座は東京二二一六八番、帝國青年發行所宛とす)

一一一、處女會の教養

處女會の本義 青年の教養に關しては古から其の施設があり、又近年に至つて數度内務文部の訓令があつて青年教養の本義も明示せられ、青年團なるものの設置は全國津々浦々に及び、其の成績日に月に向上し、經營指導亦漸く眞摯を加へつゝあるは洵に結構なことであるが、健全なる國民教養の策としては獨り青年男子の教養にのみ

力を注ぎ青年婦女子の教育は等閑に附してもよいといふ性質のものではない。惟ふに治國の要道が齊家を以て基調とする以上、家政の中心者として活動し其の天分を全うせんとする女子の國家的使命は男子に劣らざる大任である。否男子の爲し得ざる名譽あり光榮ある偉業である。それ故に學校の手を離れ家庭の保護に遠からんとする青年女子を教育して女性としての人格を完全に陶冶し、生の歡喜に浴せしむるといふことは國家としても地方團體としても甚深なる注意を傾盡すべき點である。

今や時勢の進展は社會の人々をして茲に眼醒め茲に大悟せしむる處があつて、輒近我國に於ても青年團と相雁行して處女修養團なるものの興起を見るに至つた。然れども青年團と異り其創設運營の日尙淺きと、處女修養の本義が一般に十分體得せられざるが爲に、組織に於ても内容實質に於ても青年團の如くならざる點もあるが、將來は益々之を普及發達せしめ教養の實を擧げんとする氣運に向ひつゝあると見てよろしい。今文部省教育課の調査に成る全國處女會の概要を左に紹介す。

○地方處女會概要 (大正八年十二月現在)

一 總 說

一 處女會の數及經費 大正八年十二月現在調査に依れば全國處女會の總數六、二三七會、會員總數五三五、七九二人、一ヶ年の經費總額一〇二、六三〇圓、資産總額六八、五二〇圓に達し、青年團と相雁行して漸次向上發達の氣運に向ひつゝあるけれども、之を同年度に於ける全國青年團の團體總數一八一五七、團員總數二、七四六、四三五人、一ヶ年經費總額一、二六二、九二四圓、資産二、〇〇〇、三五〇圓なるに比ぶれば其の發達の程度到底彼と比肩すべくもあらず、殊に都市に於ては其の事業甚だしく不振であつて、未だ設立をだに見ざる地方がある。本省照會對する各地方廳の報告に徴するに、全國八十市(區)中其の設立を見しは高松、丸龜、廣島、尾道、四日市、奈良、大阪、高岡、長岡、函館の十市に過ぎざる有様にて、我が國處女會の現状は形實共に

其の進歩青年團のそれに遠く及ばず、將來大に普及發達改善に努めなければならぬ。

一 目的 處女會の目的、綱領等に就ては其の内容全國大同小異で、要するに處女會てふ團體生活を形造り之によつて處女相互の智徳を進め、體力を練り、親睦を厚うし、共同一致の精神を涵養し、以て他日良妻賢母となるの素地的修養を爲さんとするものに在りと歸結し得べし。

今全國處女會々則中より彼等の目的なりとして標榜する條項の數例を摘記し左に示さん。

- 一 本會は會員相互の交情を温め智識を交換し徳義を高むるにあり。(埼玉)
- 一 婦女をして智徳の涵養と身體の練磨とに努めしめ以て良妻賢母の素養を得しむるを以て目的とす。(埼玉)
- 一 教育勅語並に戊申詔書の趣旨を奉體し處女各自の智徳を進め勤勉力行の習慣を養ひ以て賢母良妻なるの修養をなさんとするにあり。(三重)

- 一 女子に必須なる智識及技能を授け婦徳を涵養し儉素勤勞の風を奨め貞淑溫良にして健全なる主婦を養成するを目的とす。(神奈川)
- 一 處女の心身を陶冶し品性の向上を圖り以て良妻賢母たるの素地を造るを目的とす。(北海道)

一 一般智識の向上と婦人特有の道德技能を進めることを目的とす。(長崎)

一 婦人に關する智徳を涵養し家事に關する技能を修練するを以て目的とす(香川)

以上の目的綱領は何れも結構で別に非難すべき點はないが、是等の條項は謂はゞ女子向の徳目を抽象的言葉をもつて羅列したるに止まり、處女をして自分は一家の娘、一家の妻、一家の母ではなくて實に國家の妻女であり母である、かうした國家的觀念の下に家庭を治め、子女を教育し、又社會的にも活動しゆくのが即ち女子の最大使命であるとの觀念を徹底的に了解もさせ、自覺もさせようといふ強い信念なり方針なりが會の目的や綱領といふものに躍動し居ると見らるべき眞剣な處女會が施設經營せられ

てない様に見ゆるは少しく物足らざるの感なきを得ない。

一 組織 次に其の組織につき大觀するに部落、通學區域、乃至町村を以て範圍として組織せられて居るもの最も多數を占め、青年團等に於て實施せられてある如き府縣又は郡市を範圍として聯合し、其の間に聯絡統一を圖らんとする様な計劃は未だ處女會には試みられて居らない様である。

會員たるの資格は各府縣共大凡義務教育修了後結婚までの者といふことに定めてある様で、十二才より二十才に至る年齢範圍内のものが大多數であることは別表に示す通りである。然れども中には廿五才乃至三十才までの者をも特別會員として加へ直接間接會の援助補導に任せしめて居る處もある。會の指導者としては小學校長及女教員町村長、地方名望家、特志家等が之に當つて居るが、就中小學校長大多數を占め、全國各地何れも會長として直接會の統理に任じ、他の人々は顧問とか又は評議員とかいふ様な立場で直接間接之を援助して居る様である。又或地方では特に保護員なるも

のを特設し、其の地に於て徳望高き婦人(兵庫縣)又は青年團員の優良者(愛知縣)を以て之に任じ、常に處女の性行につきて保護の任に當らしめて居る。然し會員中から會長を互選し自治的に會の經營を爲すものに至つては寥々たるものである。但し會計庶務等に従事する幹事は大凡會員を以て之に當つることは全國の通例である。惟ふに、處女會は處女の教育機關であり又修養の機關でもあつて、學校教育の延長と看做さるべく、この意味に於て之が指導の中心人物は克く村の實情に通じ、處女の個性に就いても相當の了解あり、又同情心に富めるところの小學校長及女教員でなければならぬと思ふ。一般に女子は男子と異なり虚榮心、嫉妬心強く又羞恥の感情にも富むが爲め幹事の選出其他會の統制上に關して始終不和を醸し易い傾向があるから、權威ある人物が會の中心指導者となつて克く之を善導するにあらずんば良好なる結果を收むることとは出來ないと考へらる。

一 經濟 處女會の經費に就いて見るに、年額四千圓以上を支出するもの六縣、二

千圓以上を支出するもの二十縣、七百圓以下を支出するもの五縣他は其の間である。最高は三重縣の五、八五八圓で、最低は宮崎縣の五五九圓である。一會當平均十五圓以上のもの二十六縣、十圓以下のもの六縣ある。最高は大阪の六〇圓で佐賀の四三圓、栃木 香川の三四圓、東京の二三圓之に次ぎ最低は福島の三圓である。詳細は別表の通りである。

惟ふに經費支出額の多寡は事業施設の内容如何に相關するものであつて、一例を示せば補習教育費を別に市町村費をもつて支出するものと、處女會自ら支出するものとは其の間經費總額に大差を生ずるが如きそれである。従て經費支出額の多寡のみによつて一概に其の縣其の地方の處女會の實績如何を批判することは出來ないだらふが通觀して各地方とも經費支出額があまり多くない様であつて、將來事業の改善進歩に伴ひ尙一層經費を豊富にするの必要あらん。

次に經費の財源としては會員相互の醸出、共同作業、共同出稼による所得 市町村、

村農會及教育會等の補助、特志家の寄附、基本財産の利子、會員の結婚紀念寄附等であるが、會員自らの勤勞によつて會費を捻出することは處女の地位と境遇とから見て青年團等に比較し困難なるが故に、市町村は之に對し相當の補助金を支出交附するの必要あらうと思ふ。會の事業を振興せんとして會費を増額するが如きことは、往々會の衰滅を來す動機となるもの故此の點特に考慮を要すべし。

一 補習教育 處女會の事業中補習教育の一事は、青年團に於けると同様最も重要視すべきものであるが全國一般に不振の狀況にある。現今各地方に行はるゝ補習教育の方法としては(一)處女會員をして市町村立補習學校に入學せしめて教育するもの、(二)處女會自らの經營によつて補習學校に準すべき組織的繼續的補習教育を行ふもの、(三)短期の講習會講話會等によるもの、(四)圖書館及巡回文庫によるもの、(五)通信教授によるもの等あれども、其の多くは家業の餘暇或季節を選びて一定の期間教授するもの最も多く、年間を通じて組織的系統的に教授を爲すものに至つては甚だ僅少である

様に見受けらる。

教科目は修身、國語、習字、珠算、手藝、裁縫、作法、家事、實業等で夫々其の地方に順應する教材を選びて適切なる教授を爲すといふことに腐心しては居るものゝ、教育機關の組織が甚だ不備なると授業時數の割合に少なきとの爲めに、未だ組織あり系統ある教授を行ふ様にはまだ進んで居らぬ様である。

斯くの如く、處女會補習教育事業の發達顯著ならず、青年團の夫れに比し甚だ遜色ある所以は、女子の多くは日夕家事の實務に従事するが爲めに修學に利用すべき時間の乏しきと、男子の如く夜間彼等を集めて教授することの比較的困難であるといふ様なことも其の原因ではあるが、世間一般が未だ女子教育の必要を切實に感じて來ないといふことが大きな原因ではあるまいかと思はれる。

一 訓練 訓練方面の施設に關しては各地様々の方法が講せられてあるが、大體之を二つに概括して見ることが出来る。即ち一は規約又は實行要目といった様なものを

制定してこれが實踐躬行を圖らんとするもので、他の一つは共同事業なるものを起し或は公益事業、風化事業の如きものに盡瘁することによつて訓練の目的を達成せんとするものである。然し實行項目と稱するものも其の多くは項目の羅列に止まり、其の實踐方に至つては全國一般に尙開拓の餘地ありと云はねばならぬ。

一 體育 體育に關しては持種の施設あるもの至つて少なく、小學校の運動會に參加して或種の競技を行ふとか、遠足を爲すとかいふ位のものであり、又生理衛生思想普及の方面に關しても特筆すべき何等の報告がない。

一 娛樂事業 娛樂事業に關しても同様であつて、毎年定期に開かる、總會の節などに餘興として種々の娛樂的興行を爲すとか、或は冬期休暇中其の他小學校内に女子娛樂室を設け、此處に備付の文庫を開放して讀書に親み、又ピンポン、歌留多會を開くが如き、或は時々茶話會などを開いて歡談に時を過すとか、或は小學校運動會に合同して一日を樂むとかいふ位のものであつて、是以外格別特筆に値すると認むべき施設は全國一般に未だ試みられて居らぬ様である。

惟ふに娛樂的施設は、會員個人の趣味を向上し、相互の交際を醇化し又村落等の生活を美化する上に必要な事業である故、是の事業に就ては將來大に工夫研究し適切なる計劃する様にしたものである。

一 處女會と青年團との聯絡 處女會と青年團との聯絡に關しては敬老會、展覽會、運動會、品評會、風紀改善同盟、慶弔慰問救恤事業、共同試作、會誌發行、旅行等の諸事業を相提携して行ふが如き、或は會館を共同的に建設して之を適當に利用するとか、或は財産經濟を共通にするとか、或は役員の相互兼務の制をとるとか、或は青年團員の優良人物が處女會の保護員になるとか種々の方法は講せられてある様である。惟ふに青年團と處女會兩者の聯絡は必要であり又有益なことではあるが、其の方法に就ては十分慎重の考慮を拂つて計劃もし又實行もすべきものであると考へらる。

二 處女會の補習教育

- 一 補習教育の種類 全國一般に行はるゝ補習教育の方法としては
 - 一 市町村立實業補習學校に入學を勸奨して教育を施すもの
 - 二 處女會自ら經營して補習學校に準すべき組織的繼續的の補習教育を行ふもの
 - 三 短期の講習會及隨時の講演會によるもの
 - 四 圖書館或は巡回文庫を利用して學習するもの
 - 五 教授要項を印刷して各家庭に配布し通信教授の方法を以てするもの
- 右五種の方法が行はれて居るが、一般に處女の補習教育は普及徹底せず、處女を思想を啓發し善導する上に甚だ不十分と見らるべき現狀である。全國を見渡し女子補習學校の設立せられて年間を通じて系統的組織的の教育を施して居る處は割合に少なく、其の多くは小學校の校舍を借用し、或は神社、寺院、村町役場、民家等を教場に當て

農閑期とか或は日曜祭日とか毎月一回とかいふやうに定めて短期間の教授を施すものが最も多い。將來は各地舉つて女子補習學校の普及増設を計り、經費も増額し、教授内容も充實せしめて整備せる處女補習教育機關たらしめ、小學卒業後結婚に至るまでの女子は義務的に何れも之に就學するやうにし、性來向學心乏しき女子を輔導鞭撻することに一段の工夫策勵を要するものと考へられる。

一 教授の方法 教授の方法に關して修業年限、教授期間を定めて行ふものと然らざるものがある。然し修業年限を定むるものと雖も其の方法區々にして一樣ならず從來學級編制も多種多様で其の多くが尋卒とか高小卒とか學力を標準として組分をするとはいふものゝ、會員の數や教場の都合や教師の關係などの爲め同一學年のものを一組として組織的の學級編制を爲すこと困難なるが爲に、自然數學年を合して幾組かに別ち一樣の教授を爲すといふ方法をとる様であつて、到底小學校教育の如く整備した教授を施すことの出来ないのはいふまでもないことである。

今左に修業年限教授期間等に就き各地に行はるゝ數例を摘して参考に資せん。

○修業年限を定むるもの

- 一 修業年限を八ケ年とし一ケ年を三學期に分ち第一學期五十四日、第二學期四十二日、第三學期十四日の授業を爲す (山口縣)
- 二 修業年限を六ケ年とし(豫科二年本科四年)一年を三學期に分ち第一學期は四月中三十時、第二學期は九月中三十時、第三學期は二月中三十時の授業をなす(山口縣)
- 三 修業年限八ケ年、六ケ年、五ケ年、四ケ年の別あり、教授期間は毎週三回、一日二時間宛の授業を爲すもの或は毎週九時乃至十二時間の授業を爲すもの(鳥取縣)
- 四 修業年限六ケ年第一部第二部に分ち各部を三ケ年とし一ケ年教授時數六十三時とす (熊本縣)

五 修業年限五ケ年、各學年を三學期に分ち第一學期は四月より七月、第二學期は

九月より十一月、第三學期は一月より三月までとして授業を爲す、授業時數は

不明 (岐阜縣)

六 修業年限四ケ年、各學年を三學期に分ち第一學期は四月より九月までとし毎週

一日、一日五時間の授業、第二學期は十一月毎週一日。一日二時間の授業、第

三學期は十二月より三月までとし毎週六日、一日五時間の授業を爲す。但し自五月十五日至自九月二十六日 自八月十三日 自一月三日

六月十四日 至十月三十一日 至八月十七日 至二月六日此の期間は休業とす (福井縣)

七 修業年限四ケ年各學年を二學期に分ち、第一學期は四月より九月までとし毎週

一日一日五時間第二學期は十一月、毎週六日一日五時間の授業 (福井)

八 修業年限四ケ年毎年十二月より三月までの期間毎月毎週三十六時間の授業(福

井縣)

九 修業年限四ケ年、一ケ年教授時數百五時乃至百四時とす (静岡縣)

- 一〇 修業年限四ヶ年各學年各月一週二日一日六時間の修業 (福井)
 - 一一 修業年限三ヶ年、各學年を二學期に分ち年一學期は四月より十月まで、第二學期は一月より三月までとし毎月三日間の授業を爲す (富山)
 - 一二 修業年限三ヶ年毎月二日間の授業 (福井)
 - 一三 修業年限二ヶ年、内一ヶ年は二十九日間一日四時間の晝間授業、他の一ヶ年は年二十四回の開講とし月二回乃至三回、一回三時間の夜間授業 (鹿兒島)
 - 一四 修業年限二ヶ年、一年十二週の授業 (山口)
 - 一五 修業年限二ヶ年教授總數六百七十二時 (静岡)
- 修業年限不定のもの
- 一 一ヶ年授業。毎月二回一回五日間教授 (鹿兒島)
 - 二 一ヶ年授業。月六回一回二時乃至三時間教授 (同)
 - 三 一ヶ年授業。毎月一週乃至二週間授業 (熊本)

- 四 一ヶ年間五十日一日三時間授業 (同)
 - 五 十一ヶ月授業。毎月第一日曜 (兵庫)
 - 六 九ヶ月授業 (同)
 - 七 五ヶ月乃至六ヶ月授業 (愛知)
 - 八 四ヶ月授業。計二十九日(百十六時間) (鹿兒島)
 - 九 三ヶ月授業。計四十日 (熊本)
 - 一〇 二ヶ月授業。毎月二週間 (同)
 - 一一 二ヶ月授業。計四十日 (兵庫)
 - 一二 年二回。計四十日一日六時間授業 (熊本)
 - 一三 毎週二日間、一日二時間夜間授業 (高知)
 - 一四 八ヶ月夜間授業 (愛媛)
- 一 教科目 教科目は修身、國語、習字、算術、珠算、理科、裁縫、作法、家事、

實業等で就中家事、裁縫、作法の如き女子向の學科が最も多く課せられ其の教授時數も随つて多い様である。然しながら何れも實用といふことに腐心し、女子の人格的教育に資するとか、社會的智識を普及せしむるとかいふ方面の學科に就てはそれほど注意を拂つて居らん様に見受けられる。

一 教科書 教科書としては各地種々のものが使用せられてあるが、適切なるもの割合に乏しく、其の多くは内容が處女の切實なる要求に適合しない。將來時代の要求に順應し處女思想にも合致する適切なる教科書を編纂することは最も必要なことであると思ふ。地方教育會などからも補習教育教科書を本省で編纂するやうにとの建議などもある位で、價の低廉で然かも内容の整頓したものをどん／＼作つて彼等に提供するといふことは處女會振興上緊要なことであるから、本省に於ても相當之に對して考へて居る。

全国各地の處女會で使用されて居る主要なる教科書は次の如きものである。

一 國語之部

農村婦女家庭讀本	高山秀雄	洛陽堂
女子修養讀本甲乙種	藤井利譽	寶文館
大正教育補習家事教本	同	同
大正補習讀本	關根正直	同
女子補習讀本	御國生金太郎	金港堂
女子補習讀本	甫守謹吾	成美堂
家事中心補習讀本	峰間信吉	中啓館
女子補習讀本	上田代吉	
改訂高等女學讀本	佐藤正誠	明治書院
改訂女子讀本	鹽井正男	同
新訂女子讀本	下田次郎	同
	芳賀矢一	富山房

帝國青年讀本
大正國民讀本
女子國文
高女國語讀本

小西重直
大隈重信
芳賀矢一

金港堂
寶文館
富山房
元々堂

二 算術之部

青年補習算術書
大正補習算術
實業補習算術教科書
自學自修青年新算術
高等小學算術書
珠算教科書

國枝元治
上野教育會

兵庫縣青年團編纂
煥乎堂
同文館
同文館
同文館

三 裁縫之部

高等小學裁縫教科書
裁縫教科書

寶文館
寶文館
目黒書院

四 修身之部

改訂補習修身書
民實叢書 處女修養 第一篇
女子之本分
中等教育大正女大學

吉田靜致
松子 友一
兼子 雄一
三輪田 眞佐子
加藤 弘之
寶文館
東京出版社
國光社
大日本圖書株式會社

五 家事之部

家事教科書
大正補習家事教本
高等小學理科家事教科書
家政之地理

文部省
市川源三
文部省
味岡 貢
寶文館
寶文館
博文館

近世家事讀本

中島 章

六 盟 館

大正教育補習家事教本

同

同

家庭讀本家事卷

家庭讀物改良會

國定教科書共同販賣所

新選家事教本

塚本 はま

金 港 堂

六 作法之部

小學作法教程

玉井 廣平

同 文 館

七 農藝之部

農藝新書

佐藤 寛次

成 美 堂

八 雜之部

女子手紙之手引

中村 春堂

辰 文 館

手紙之書方

田中 省三

月 吉 堂

一 講習及講演會

農閑期或は休日等を利用して、處女に必須な知識技能を授

けんとする講演會講習會の類は、全國最も廣く行はるゝ方法で、苟も處女會の成立しある處で此の催の無いといふところはあるまい。而して講演講習の科目としては家事作法、裁縫、料理、洗濯、看護、育兒、紡織、下駄足袋の製作、製絲、養蠶、染色、廢物利用、ミシン、マツサーヂ、按摩、茶道、生花、竹細工、理髮、漬物、シミスキ法、圖案、袋物、パン製造、珠算等で、如何に實用主義であるか、視はれる。

講習の方法としては、單なる講演講義に止まるもの最も多く、中には實習の伴ふものもあり、又之に附帶して研究會、競技會、練習會等を行ふものもある。而して其の指導者の大部分は小中學校の女教員で時には斯道の堪能家を招いて催されることもある。

一 圖書館文庫 圖書による教育としては常設圖書館、巡回文庫、共同書籍講入輪讀會、會員文藝作品の回覽、文藝研究會、讀書感想談會等あれども其の普及一部地方に止まり、一般から見て圖書教育の方法は未だ發達して居らぬと見てよろしい。將來

は此の方法に依る女子自らの修養に對し、便宜を與ふる様にすることが甚だ適切で且必要なことと思ふ。

三 處女會の訓練

一 訓練の二事業 實行に訴へて處女修養の目的を達成せんとする所謂訓練の方面の施設に關しては、各地方種々な方法が行はれては居るが、大體之を二つに概括することが出来る。即ち一は規約又實行要目と稱せらるゝもので、他の一は實際的事業である。前者は内面的生活の改造を目的とし、後者は外に向つて團體的精神を發揮せんとするものである。而して二者何れも其の地方の民情風俗に順應する様計劃實施せられてある。今其の實行要目なるものを綜合すると左記の如き項目となる。

規約又は實行要目

一 教育勅語、戊申詔書の御趣旨の徹底に努むべし

- 二 敬神、崇祖、忠君、愛國の心を養ふべし
- 三 個人及び團體の名譽を重んずべし。
- 四 義務に忠實なるべし
- 五 勤儉質素の美風を作るべし
- 六 禮儀を守り上品なるべし
- 七 進んで公益事業に盡せ
- 八 犠牲的精神を養ふべし
- 九 退嬰的精神を除くべし
- 一〇 虚榮心を改むべし
- 一一 公有物を尊重せよ
- 一二 見聞を廣め常識を養ふべし
- 一三 労働尊重の風を養ふべし

- 一四 克己自制の力を養ふべし
 - 一五 家庭作業の能率増進を計るべし
 - 一六 常に言行を慎むべし
 - 一七 努めて知識を増す様にすべし
 - 一八 女子は家庭團樂和合の中心となれ
 - 一九 貞操を重んべし
 - 二〇 婦言、婦客、婦功、婦徳の美德を養ふべし
- 以上は抽象的の徳目のみであるが、稍々具體的のものとしては次に列擧する如きものである。
- 一 父母及び己れの誕生日には氏神に參拜するか又は遙拜を爲すべし
 - 二 父母祖先の命日には展墓すべし
 - 三 佛壇や墓所は常に整理すべし

- 四 神棚や佛壇の花は枯れぬ内に立て替へよ
- 五 父母長上の出入には送迎を爲し又留守中は用向を承り置くべし
- 六 親の許なくして外出すべからず
- 七 外出の時は行先を家族に告ぐべし
- 八 夜間の外出を慎むべし
- 九 青年寄合の場所には立寄らざること
- 一〇 夜更しを止めて朝起を勵行せよ
- 一一 途上葬列に出逢つた時は相當の敬意を表し又葬列中にありて談笑を慎むべし
- 一二 卑猥の俗謠を歌ふべからず
- 一三 三大節には小學校の擧式に參列すべし
- 一四 暇あらば時折母校を訪ねて樂しき一日を送るべし
- 一五 猥りに人の批評噂をなすべからず

- 一六 分限相應の服裝殊に綿服を愛用すべし
- 一七 會合には可成缺席すべからず又會合等には時間を恪守すべし
- 一八 少くとも一週に一度は讀書に親しむべし
- 一九 遊日を國家の休日と一致せしむべし
- 二〇 途中で人に出合ひたる時笑聲を發し又見返りを爲すべからず
- 二一 器物類を使用したる時は元の場所に置くべし
- 二二 節米代用食を獎勵すべし
- 二三 不潔物川上に投じ又は川上にて不潔物を洗濯すべからず
- 二四 汚物塵芥等を道路又は川溝に棄つべからず
- 二五 金錢の貸借は可成慎むべし若し爲す時は其の關係を正しくせよ
- 二六 戸障子の開閉履物の穿脱等は注意せよ
- 二七 子供への土産は可成菓子などは止めよ

二八 人の前にて囁語をするな

二九 夜具は度々日光にあてよ

三〇 家内に水を絶やすな火の用心をせよ

三一 一日一善を爲すことに心懸よ

一 實行要目の特色 以上列擧の實行要目は何れも婦女子の日常行爲上缺陷と看做すべきもの、又は將來特に助長を要すと認むべき徳目であつて、女子の人格能力を養ふ上に何れも結構な條項ではあるが、其の内でも服裝を質素にせよとの一條は、些細なことの様ではあるが規約中特に重要な要目であると思ふ。女子は一般に男子と異なり外貌服裝の悪しきことを以て無上の恥と感ずるもので、有益なる諸種の會合を開催しても服裝の劣るが爲めに出席を遠慮するに至り、折角の會も漸々不振に陥つたといふ事實を屢々見ることであるから、此の一項目は處女會經營者の特に深慮を煩すべき點であると思ふ。

一 實行要目の徹底策 實行要目の徹底を期する方法としては、青年團に於て見る如き會員の共同制裁とか風紀取締委員の特設監視とかいふ様なことは行はれず、其の多くは相互の忠告及勸告によりて矯正し、改過遷善の道を講じて居る様である。

一 處女會歌 以上に述べた實行要目以外の方法としては「克己週間」なるものを制定して此の間克己の徳を養ふとか、或は處女會歌を作り常に之を誦吟して心を勵まし以て修養の一助と爲すといふ様なものもある。今参考として兵庫縣下に行はるゝ處女會歌の一二を例示しよう。

處女會歌

(一)

すめる長井の川のべに
かげをうつして行く水を

咲く姫百合のいさぎよく
くみてきよめん己がとく

みさを正しく白菊の
かをるを日増のかてとして
道につゝしみ業はげみ
里に平和の神となり
來れ乙女子道のため
共にきはめん女子の道

のきばの霜にいとたかく
いよゝ高めん己がとく
老やわかきをいたはりて
家名あぐるぞつとめなる
清き樂しき吾が庭に
共につくさん道のため

(城崎郡長井村處女會)

(二)

一 いはれも深きわたつみの
赤き心の咲きにはふ
二 千年を契る城山の
いよゝ智徳を磨きつゝ

波もて結べる島が根に
興風會ぞゆかしけれ
松の操を鑑にて
共に婦道をいそしまん

處女會の教養

四九七

三 遠き行手に瀬戸内の

愛となさげを捧げつゝ

からき潮路をこぎわけて

皇國の爲めに盡さなん

四 胸にかざせる白梅の

つもるいさをもかんばしく

清きしるしを身にひめて

わがつとひこそ尊とけれ

(津名郡岩屋町興風會)

一 共同事業と三重縣下の共同出稼 共同事業として擧ぐべきものは稻の試作、除草の請負、薪採り蔬菜の手入、養蠶、草履作り、繩紬、雜巾作り、共同貯金、共同出稼、婦人日用品購置部設立等で、之に依つて共同一致の精神を養ふと共に、一面其の得たる利得をもつて會の資金に充當するものである。是等の共同事業中他の地方に比し特に變つた事業であるとは、三重縣下志摩郡鏡浦村石鏡處女會の「共同出稼事業」である。同處女會は同縣下に於ても優良處女會の一つであつて、嘗て所屬縣郡村の三方面から表彰を受けた程で、凡ての方面に成績優秀であるが、就中此の共

同出稼事業は最も特色ある事業である。之は彼等の赴かんとする出稼地の多忙なる時期に多數一團となりて其の地に出動し、一種の監督制度を設け、雇傭主との聯絡を保ち、種々なる社會的誘惑に抵抗して共同的の出稼を爲すものであつて、斯事業は己が郷土の經濟上に多大の影響を及ぼすばかりでなく、出稼先地方の産業發達にも至大の貢献を爲すものであるといふことである。

一出稼の種類 出稼の種類は大體次の通りである。

一 春季伊勢大和地方の山間村落の茶業家に雇はれ茶摘に従事するもの多數を占むされど中には養蠶地に赴きて摘桑飼育等に従事し農耕を終へて歸省するものもある。

二 秋季伊勢等の農蠶地へ秋仕女として雇はれ收穫に従事す、期間は凡そ一ヶ月半

三 静岡縣は豆國へ荒布十布天草等採集の爲め出稼す、期間は五月より十月に至る凡そ六ヶ月間。

一出稼の方法 出稼の方法に就ては、随分周到綿密なる考慮を拂つて計畫する様である。即ち、出發の一週間前會員全部は集つて協議會を開き、出稼中の風紀、衛生救護、勤務等に關し篤と打合せを爲し會員章、出稼中の心得書、會名入の手拭等の配布を受け、他郷にあつても克く共同一致の精神を保たんことを誓つて出發するのである。會員は數組に分れ、組毎に會員互選の區間監督なるもの一名宛本會より囑託せられ、彼は出稼中當該組に於ける會員の勤怠、風紀等に關して監督の任に當り其の狀況を本部宛通信するのである。會員の全部が出稼先より歸郷すれば、例會を開いて相互の健在を祝福し、區間監督の勞を謝し、出稼地に於ける實驗談を交はし、又郷社神前に共同出稼報告祭を行ふと共に、一面稼高調査、記念貯金、出稼者の風紀善行に關する調査表彰等を行ひ事業の結末をつけるのである。

此の共同出稼の郷土に及ぼす影響としては次の如き條項が報せられてある。何れも善い方面の影響であつて弊害は割合に少なく、將來益々此の事業を改善し奨励せんと

する氣勢を示して居るといふことである。

- 一 共同一致の精神を養ふ
- 二 同僚相互救護の美風を助長す
- 三 困苦艱難に堪ふる意志の確立
- 四 勤儉貯蓄の思想を養ふ
- 五 實業の實驗實習を爲す機會を得
- 六 産業及び社會教育の發達に貢獻す
- 七 農作物良種を輸入し作物の改良に裨益す
- 八 村經濟を豊かにす
- 九 敬神思想の鼓吹
- 一〇 風紀衛生の尊重

一 共同事業の種類 處女會の共同事業としては以上説述せるもの、外

- 一 農作物、手藝、裁縫等の製作品に關する品評會及び展覽會
- 二 茶摘、稻刈、製繩等の技を競合する農事競技會
- 三 讀書會、談話會、學藝會、頭髮櫛梳會 早起會
- 四 教育召集、身の上相談部設立、團體見學旅行等であるが其の内容に就ては詳細の報告に接せざる故茲には單に項目の列擧に止め置くべし。

一 公益風化事業 公益風化事業としては小學兒童就學出席の督勵、敬老會の開催、害虫驅除、慶吊慰問救恤事業、善行者表彰、道路整理、恩師謝恩會、砂防地苗木植付、神社奉仕等であるが、之に關しても地方よりの報告が何れも項目の列記に止まり其の内容を詳知するを得ざるは遺憾であるが、概して云へば是等も尙未だ不振の現狀にあるものと認められる。

一二 少年義勇團

少年義勇團の意義と目的 少年義勇團(ボーイスカウト)は英國バーデン・パウエル卿によつて創設せられたもので、學校の任務を幫助し完成すべく學校以外に立て組織されてある一種の少年修養團體である。其の根本目的とするところは、團體生活を構成し實際的訓練を爲すことにより少年の心身を健實有用に教育し、他日國家忠良の臣民たらしめんとするに在るのである。今や少年團の組織は世界各國に普及し西曆一九二〇年の夏には英國少年團の主催で倫敦に萬國少年團大會が開催せられ、世界各國二十二ヶ國より約六萬の少年及び其の指導者集合し、世界大戰の平和を祝し少年團の國際的親善を計ることによつて永久に亘る意義ある世界の平和を實現しやうとする趣旨で少年團國際競技大會、各國少年團代表者會議等が舉行せられたといふことである。今左にバーデン・パウエル卿の該團設立の趣旨を紹介し其の眞意義の存する處を示

したいと思ふ。(文部省の調査に據る)

少年團の道徳的理想「我が英國の國民教育は過去數年間に於て大に改良せられなければ、未だ決して十分に實際的ではない。吾人が吾人の子孫をして善良なる市民たらしめんが爲めに。幾百萬金を教育に費して居るけれども、彼等が善良なる市民とならざるが爲めに教育費以上一層莫大な幾百萬金を彼等の爲めに費さねばならぬ事實を見るのである。例へば、罪人の刑罰、無職者及び貧民の救恤並に體力減退及豫防し得べき疾病の結果に費す金錢即ちこれである。是等の蔓延せる害悪は即ち學校の單なる書籍教授になほ附加すべき我が青少年の實際的訓練の缺けたることを語るものである。

惟ふに、教育終局の目的は、少年をして成功の人、善良の市民たらしむることである。我が偉大なる人物をして成功の榮譽を得しめたるものは、書籍の學習ではなくて彼等自身の個人的才能及び品性であつたことを發見するであらう。固より書籍の學習

は補助的手段として價值あるものであるけれども、學校に於て如何ほどの品性の教育があるか、實際は毫末もないのである。

個人にもあれ國民にもあれ成功する爲には吾人は男らしき人でなければならぬ。名譽と義務との十分なる感念を有し、自制力を有して意志を以て働くことを得、逆境に立つて尙固執する勇氣を持ち、自己の進歩と自己の健康とに對する責任感を有し、無私にして他人を扶助し、勤儉摯實にして忠信なる人、實に是等こそは吾人が吾人の男子に要求する性質である。併し、學校は是等に就いて特別の教育を爲すことはない。或はこれを爲すとしてもその結果は極めて貧弱である爲に此の制度の改正が必要となるのである。

吾人の少年義勇團は其の訓練上に於て四個の主眼點を目的とする。(一)少年の個人的品性を發達させること(二)少年に手工能力を發達させること(三)他人の爲めに務むること(四)忠勇の心を鼓吹すること即ちこれである。併し、吾人が少年に教へ込まう

と努力する訓練の形式は、少年が若し拒絶するならば譴責又は懲罰せられむことを恐れて命令の言葉に服従する所謂軍隊的訓練ではない。吾人の訓練の形式は自己の慾望をば名譽忠義の感念、權威に對する義務の念に服従せしむる一層深き形式のものである。練兵中と否とを問はずあらゆる時に於てその義務を遂行することを少年が信頼せらるゝの事實は常に高き動機と義務及び遊戲を行ふてふ感念からして絶えざる實行を爲すことによつて訓練をして彼の品性の一部たらしむるものである。」

以上に述べた大體が彼が少年義勇團設立の道德的理想であるが、これは單に青少年のみでなく一般國民訓練に關する彼の理想とも看做さるべきものである。彼が特に少年義勇團を設立するに至つた近い原因が他に存するのである。それは何かといふと彼が南阿戰爭の際に得た處の少年心理發育に關する經驗それである。

少年團の生物學的意義　バーデン・パウエル將軍は南阿戰爭（一八九九—一九〇〇）に噴々たる驍名を擧げた鬼將軍であるが、當時大佐であつた將軍がメフキング町

を防禦した時ポリア人の突嗟的包圍に遭ひ兵力不足に困惑し、參謀長エドワードセンと謀つて遂に在留英國人の少年を集めて傳令斥候其他の仕事に使つた處が、少年は非常に興味深く熱心にその事業に従事し、成人も能くせざる一大事業を果したのを見て、如何しても彼は是等の職務が少年の心理性情に適するものと考へた。のみならず彼は南阿在留の英國少年とポリア土人の少年とを比較研究し、有らゆる文明の惠澤を享受した英國少年が驚くべき纖弱無力であるに反し、野蠻の風習裡に放還せられた土人少年が剛健有爲なることを發見し、竊に文明の餘弊を思ひ、杜兵の勇敢を偶然ならずと感じ、教育と周圍の社會上の境遇とが如何に人間を善化し又惡化するかを痛烈切實に學んだのである。實に自然的なる戶外生活は彼等の如き如何なる危険の境地にも辟易せざる頑強自恃の心と體とを養致するに至つたのであると思ふが、此の硬的教育を科學の示す處に従つて文明人に適用する事が出來たならば必ず優良な國民を作り出すことが出來るであらうとは是れ將軍の信念であつた。即ち將軍は生物學者ではない

が生きた實驗からして「人間の個體發生は系統發生を繰返す故にそれに順應する活教育を施すべし」との一大事實を體驗したのであつて、この點後に學者が少年義勇團の心理的基礎として論ずるところとなつたものである。此の點をもう少し詳しく詳述して見ると大體次の如き理由である。

「子供はたゞ天より定められたまゝを行ひ、種族が通り來つた各時期の道を通らうとして居るのである。子供にとつては力とか向見すとか大膽とかいふ様な簡單なことが心を動かすのである。子供の心は受動的の徳の價值を知ることが出来ない、それで斯様な徳を教へ込まうとする大人は往々にして憐れな者と思はれたり輕蔑されたりするのである。子供は野蠻人の勇敢と一致するので、我々の遠い祖先の心を動かした事物が子供の心を動かすのである。若し子供の本能といふものが阻止せらるべきものでないならば子供の時代こそは強い野蠻的の特質を助長してその將來の生涯の間これを使ふことが出来るやうにすべき時である。此の時期に於ける少年は所謂餓鬼であつてし

かも多くの場合に於ては不愉快なる餓鬼である。何となれば吾人は餓鬼の惡戯を如何に取扱ふべかを知らぬのである優しく育てられた子供が雨の雫や花をつかふ幼稚園の遊戯よりも寧ろ屠殺場の遊戯を好むやうなことは即ち自然が自然自らを證明して居るのに過ぎないのである。

彼は澤山の満たされざる要求を持つて生活の門口に立つて居る。彼はロマンティックな冒険に憧憬れる。然るに彼の生活は卑賤である。彼は事を爲すことを好む彼は始終仕事を持つて居ねばならぬ。彼の手は物事を爲て見たくてたまらぬのである。彼は彼に芽ざし出る愛情を注ぎ得べき英雄を求め、その英雄たるや彼がその性格を理解してこれを儀表とすることの出来る人である。學校や職務上で要求せられるやうな受動的の徳は彼の本領でない。彼の狩獵本能や鬭争本能があまりに力強い。―彼は海員か或は兵士になりたいのである。彼の群居本能が現はれかゝつて來て彼は大なる野蠻的の群中にある他の單位の間に處して彼も亦其の一單位となることを欲するのであ

る。實に未開人の未熟な心が今や彼の胸に動いて居るのである。彼は何物かして自身を他人に感せしめたくてたまらぬのである。而して彼はそれを爲すのであるけれども往々にして悲しむべき方法でこれを爲すのである。然るに彼が少年義勇男兒になればすべて是等の湧き立つやうな慾望は満足せられるやうである。彼の激しい憧憬の情は鎮められるものである。小説傳奇が實際の事となつて彼は天幕に住んで文明の廓外に於いて彼の好める開拓者の生活を爲すのである。彼は興味ある。ことをする彼はロマンティックなやり方で、日常有要のものを拵へることを學ぶ。彼の眼の前には彼が理會し得る様な徳を具へた英雄が置かれる。―彼はすべて一の目的に向て働いて居る一群中の一人であるのである。同時に彼の個性は壓迫させられることはない。―彼の競争慾は満足させられる。―彼は今や彼の偵察や彼の仲間を最も善くしやうといふことを目的とする。彼の盛裝を愛する未熟な心や華麗儀式、誇衒などを愛する心はすべて適當の場所に使はれる。彼は少年團の規則の簡單なる訓練を了解することが出來

る。彼より強い人から支配せらるゝことを喜ぶ彼の内心、彼が黙して服従するを喜ぶ心―すべての子供に潜在して居る要求―は自然に表はれ彼が職務に對する尊敬の感―我々の輓近の傾向に於いては往々にして失はるゝ感―は養ひ育てられて法律と秩序とに對する尊敬の念の基礎となるのである。彼は騎士の生活を爲し冒險の生活を行ふのである。彼は主義に對する熱烈なる忠義の心に満たされて居るのである。彼はすべてこの事に全然興味を持つて居るのである。此の組織は實に全然彼の構成せしむる要求に合するのである。而して就中そのすべてを通じて彼の心の背後には彼は自由であるといふ感じが流れて居るのである。―彼は是等の事を爲すことを強ひられて居るのでなくて彼は彼自身の自由意志からこれを行ふのである。換言すれば彼は花々しい遊戯をして居るのである。少年義勇團運動の秘訣も成功もこゝに存するものである。

綱領及規約 少年義勇團の綱領と規約とは國によつて多少の相違があるが大體に

於て大同小異である。今英・米・佛のそれらを例示しよう。

英國少年義勇團の三綱領

1. 神及國王を尊崇すること
2. 他人を助くること
3. 義勇團の規則に服従すること

米國少年義勇團の三綱領

1. 神及祖國に對して義務を盡し且義勇團の法則に従ふこと
2. 常に他人を助くべきこと
3. 自己を肉體的に強く精神的に覺醒し道徳的に眞直ならしむるために誓つて己の最善を盡すべし

佛國義勇團の綱領

1. 如何なる場合に處するも良心ある男子として其の義務に對し忠實勇敢に行動

すること

2. 祖國を愛し其の戦争と平時とを問はず常に祖國の爲めに忠誠を盡すこと
3. 少年團綱領を遵守すること

義勇團の規約

眞實、忠義、奉公、親切、叮嚀、友愛、服従、快活、儉約、清潔、勇敢、敬虔、

英國少年義勇團の組織——年齢十一歳以上十八歳以下の男兒、六人乃至八人を以て一分隊を組織す、分隊に分隊長を置く。分隊二個又は二個以上を以て小隊を編成す。各小隊に一人の小隊長あり。一小隊が三分隊以上より成る時は各三分隊又は其の端數毎に一人の副隊長を置く。小隊長は二十歳以上副小隊長は十八歳以上で團兒として優良であつた者で且軍隊に三月間見習服務をした者から、小地方團が之を推薦して本部が之を任命する。小隊の上に小地方團があり、其の上に地方委員會あり、其の上に郡委員會の郡義勇團會議があり、其の上に總本部(本營)があつて、團長及實行委員

會を有する評議員を以て成り、英國領内に在る總ての義勇團を總轄し指導し獎勵を加へる。斯の如き編制によつて全體が統制せられる。

國王は本團の保護者、團長の下にある各郡の評議員會は諮詢機關にして、その目的は郡に於ける少年義勇團運動の安寧を進め、小地方團及び小隊の獨立と發議權とに干渉することなくして現在の少年に關する諸會と調和的共同作業をはかるのである。小地方團は本運動の助成てふ大綱の外に、隊長の推薦、名簿の記入、徽章に關する事務、海軍義勇團特別委員の指定等の事を行ふ。

郡委員會は各郡の代表者として本營之を指命す。地方委員會は郡委員會の推薦によりてその下にあつて特別の地方にて働く爲に同様にして任命せらる。

英國少年義勇團の事業

1. 身體強健法—體育に關する教授—體力を發達せしむる實習—健康を助長する習慣養成—病氣豫防法

2. 野外生活—探險—端艇遠漕—登山—巡邏—夜間行動—道路發見—天氣の知識—北方發見法—游泳術—鯨狩—高さと距離を判斷する法—「證據」の觀察—人物觀察—屍體の附近の證據—田舎の觀察—眼の練習—夜間の偵察—觀察練習のための遊戯(搜索、暗誦、追跡、嗅覺、觀察、足跡記憶等の遊戯)
3. 精神の鍛練—他人に對する騎士的精神(無私、自己犠牲、親切、慈善、心附の金錢を受けてはならぬ事、友情を厚くすべきこと、慇懃なるべきこと、婦人に對して禮儀を守るべきこと、すべて實行を第一と爲すべき事)—自己の訓練(名譽、公明正大、正直、忠義、從順、謙遜、勇氣、堅忍、好機嫌及び快活)—自己の改善神の信仰、義務を第一、酒を飲まぬこと、節儉、金を得る方法、
4. 自然物の知識—觀察の助けとしての忍び、隱忍術、遊戯、動植物の知識、
5. 人命救助法及び應急手當
6. 愛國心の教育—英國發達史—國民の覺悟—國民の義務—兵事知識—海軍—陸

軍—國旗—英國の政治—英國々王

二四 少女義勇團

少女義勇團の目的 少年義勇團と同様の目的を以て獨逸には少女義勇團なるものが組織せられて居る。其の目的は生長期少女の心身を健全にし、現代の日常生活殊に大都市に於ける生活の危険より遠ざからしめ、早く勞働により過勞せる身體の強健を計り、精神的に開發訓練するを以て目的として居る。又獨逸にはこの少女義勇團と同目的を以て女子涉鳥團なるものが組織せられてあつて、或は山野を跋渉し、或は形勝の地を探り、廣く實際生活の狀況を知ると共に心身の健全を計つて居る。

少女義勇團の仕事 少女義勇團で實行すべき事業は次の九項目である。

1. 家事、補習學校其の他現在の制度に對する關係
2. 都市、田舎、道路の地圖及び鐵道時間表によつて標定法の練習

(イ)旅行に於ける處置の指導。萬國聯合鐵道停車場案内人の意義

(ロ)沈着の教育。自己防衛の爲二三の必要なる把捉術の修習。

(ハ)金錢經濟及び貯蓄銀行法。財産管理、病廢保險、養老保險及び私人保險概

論の手引き

3. 園藝

一箇或は數箇の少女義勇團は若し出來得るならば其の都市、適當なる官廳、團體又は私人より一の庭園或是一片の土地を得て共同に耕作しその産物を賣ることとを命せられ、而して指導婦人及び委員の下に一の少女組を形成す。その産物は或は兩親に或は女商人によりて市場に於いて賣却せらる。かくして得たる金にては次の年の爲の種子及び新しき樹木が調へらる。臨時の少額の餘分の金は得義勇團少女がこれを得て貯蓄を爲し、或は善良なる目的の爲に支拂を爲す。

4. 戶外に於ける唱歌舞蹈會及び遊戲。庭園には雨を防ぐ爲に續きたる小屋がある。夏季義勇團少女の宿舍とする。
5. 體操及び競技
6. 一人の指導婦人の下に徒歩旅行
同日の夜に歸宅、或は又少女義勇團書及び國民及び少年遊戲中央委員會の根本規則によりて一層長き野外徒歩旅行を爲すこと

7. 衛生服務

- (イ) 危險に際しての處置指導
- (ロ) 水災火災及び瓦斯中毒に於ける救護服務
- (ハ) あらゆる種類の災害の最初の手當

(ニ) 小兒養護法初步の手引き

以上は幼稚園少年宿舍等に於いて臨時の練習服務である。而して最初の三つの事項に關することは醫師の指導の下に、最後の事項に關することは經驗ある小兒養護者婦人の指導の下にこれを行ふ。

8. 適當なる専門家によりて國家公民學及び法制の初步の手引。指導は全然具體的にこれを爲す。政治的色彩は如何なるものも嚴密に之を避く。

9. 社會教育入門

(イ) 時には寫真を用ひて午後の講義を行ひ、これに附屬して唱歌舞蹈會の夜會を行ふを得。こは既存の組織と關聯して行ふ。

(ロ) 慈善擁護法の初步の手引。基督降誕祭の贈物。陳列會、幼稚園工場、仕事場等の訪問。

本施設は經濟及び社會事業に經驗ある婦人によりて指導せられ、年若き義勇團

少女の理解力に相應して行はる。

以上の内8、9は義勇團少女の各の仕事として行はれるものである。

仕事の範圍に就いての練習期間は地方の事情に従つて各地方團體之を規定し其の指揮は地方團體の監督部これを行ふ。

少女義勇團の組織　義勇團少女は十四歳より十八歳まで、少女團少女は十二歳より十四歳までとす。少女各八名を一組とし組長及びその助手の下に置く。十八歳以上の少女はこれを賛助員として數ふ。

1. 三組或は四組を一隊とし指導婦人指揮の下に置く。

此の婦人は二十一歳以上の若き婦人であつて地方團體の賛助員中より指名せらる。賛助員は種々の州郡に於いて指揮を行ふものである。

2. 指導婦人を補助せむが爲に古參の義勇團少女中より組長を選任しその組長の中最も有能なる者は同時に事故あるに際して指導婦人の代理を委任せらる。是等の組長は

又委任せられたる組の中より自ら助手の指揮者を選ぶ。こは助手たるに止まらず事あるに際しては組長の代理を爲すものである。

3. 指揮者選擇の標準となるは第一にその人の能力即ちその理解力及び信頼するに足る性なりとす。但し此の際に威嚴の點も考へてその年齢をも顧慮すべきものである。

4. 組をして組長を選擇せしむべきや否やは常に熟慮すべきことである。同年齡者又は同學年者は指導者として必要な權威を持続する者稀である。又屢々指導者の變ることとは出來得る限りこれを避くべく、如何なる場合にも指導婦人は上述の組長及び助手の外には數名の豫備指揮者をつくり置きて何時にても加入者の増加に就いて指揮者の缺員を満し得るやう注意するを要す。

5. 如何なる組織に於いても然るが如く組織的訓練の一事は共同生活に於いては最も重要な要件なるが故如何に忠告するもこれに従はざる少女は不適當のものとして直に退團せしむ。

6. 少女義勇團に於いては謙讓にして愛嬌に満ちたる情調が主とならざるべからずといふことは自明の要件である。

7. 争が起る時には出來得る限りは組内の共同評議により事情によりては指導婦人を招致してこれを調停せしむ。

8. 少女義勇團組織の指導婦人の有效なる共同作業を爲さしめが爲に一定の時期毎に指導婦人會議を開き、其會にて經驗を交換し、次期の練習案を確定し、其の他の問題を論議することは推奨すべきことである。或點に就いて投票を行ふ時には多數決による。其の際に最上級の指導婦人が二個の投票權を有す(指導婦人及監督部員として)斯かる決議は全員之に遵はざる可からず。個々の監督部員は指導婦人の權限に干渉するを得ず。是がためには常に地方團體の議長の仲介を求むること。

少女義勇團の財産—地方に於ける本團の財産は十八歳以上の團員の出す會費及び其の他の寄附金によりて成る。義勇團少女自身は會費を支拂はずして單に二十乃至

四十ブエニヒをその金庫に納め小なる經常費に充つ。特別の施設例へば大徒歩旅行、夜の談話會等の爲には勿論多少寄附をなすことを要す。但しそれは最少限に止むべきは言ふまでもなし。組長はその豫算をつくらなければならぬ。

本團の金庫は地方團體員中より一人の婦人會計長これを管理する。組の金庫は當該組より特にその爲に指定せられたる義勇團小女によつて監視せらる。

計算は本團全體の金庫に於いて或は監督部に於いては各組の金庫に於いて組長又は其の助手立會の上にて指導婦人の前にてこれを行ふ。

一五 日本の少年團

日本少年團の起源—歐米の例にならつて我が國にも最近になつて各地方に少年團の組織を見るやうになつて、今日(大正九年)では全國に四十八の少年團があり、二萬有餘の團員が未來の良國民たらんとして活動して居るといふことである。就中大日

本少年團の一分團たる東京少年團は創設以來成績よろしく「毎月二回宛情操陶冶の爲めに偉人烈士の展墓參拜を行ひ、時に飛行場、マツチ工場、等日常生活に關係ある各種工場を見學し、又風水害の際には倒木を起し日比谷公園に櫻樹を植付け、行通整理稻刈芋掘等を行ひて人の爲め身の爲め獻身的に奉公する精神を養ひ、時に野外に於て各種體育的運動を試み、一は以て團隊心理を應用して意志の陶冶を計り、一は誘惑に遠ざからしめ以て未來の良國民の養成に努力して居る」とのことである。

今東京少年團編纂の「少年團指針」に據り其の團の編成及訓練教育の大要を次に紹介する。

◎大日本少年團規約

綱 領

本團建設の要義は大日本帝國の少年子弟に堅實なる國民思想を扶植し、併せて體力

充實を圖り、他日國家の柱石たり國民の中堅たらしむるにあり。乃ち左の五ヶ條を以て本團の綱領とす

- 一、忠君愛國の至誠を效す
- 一、禮讓を尙び規律を守る
- 一、言責を重んじ本分を盡す
- 一、體軀を鍛へ勇氣を養ふ
- 一、勤儉を主とし質素を旨とす

第一章 總則

- 第一條 本團を大日本少年團と稱す
- 第二條 本團は本部を東京に置き各地に地名を冠する少年團を設く
- 第三條 各地少年團は本規約に基き必要の規定を作り本部の認可を受くるものとす
- 第四條 本規約の變更並に本規約に基く特別規定細則等の制定變更は本部職員の見解により評議員の協定を経て團長之を行ふ

第二章 目的及び事業

第五條 本團の目的は綱領の趣旨を體し左記諸項の實踐躬行を期するにあり

- 一、團員をして既得の道德的知識を實行せしむるために適當なる機會を與へ報效獻身の美德を涵養せしむ
- 二、團員をして不健全なる思想に感染せしめず且つ社會の誘惑に遠ざからしむ
- 三、團員をして體力を充實せしめ行動を勇敢敏捷たらしめ以て剛毅忍耐の徳を養成せしむ
- 四、團員をして實際的知識を得しめ且つ利用厚生に關する興味を喚起せしむ
- 五、團員をして協同一致進みて善をなすの美風を涵養せしむ

第六條 各地少年團は前條の目的を達する爲めに其團長の定むる教則により適宜左の諸科目を實施 活教材を捕捉して訓導教化を行ふ

- 一、各種見學及び實習
- 二、參拜及び陵墓
- 三、探險及び踏査
- 四、軍事初步の教練及び演習
- 五、體育的諸動作

六、其他各地方に適切なる事項

第七條 前條諸科目の實施に關する事項は各地少年團長之を定む

第三章 機關

第八條 本團に團長副團長各一名理事警員評議員、監事、各若干名を置く

第九條 團長は本部職員一致の意見に基きて之を推薦す

副團長理事(警員)評議員監事は本部職員協議の上團長之を委囑す

第十條 團長は一切の團務を總理す

副團長は團長を補佐す

理事は團長の命を承けて一切の團務及衛生に關する事項を掌理す

評議員は團の事業に關し審査立案に任じ且つ團長の諮詢に應じて意見を具申す

監事は團長の命を承けて少年團の教育訓練に關する事項を管掌す

第十一條 各地少年團には團長一名理事評議員監事各若干名を置く

但し土地の情況並に團の大小により機關の増減をなすことを得

第十二條 各地少年團長は本部團長に屬し其の少年團一切の團務を總理す

各地少年團理事は其の團長の命を承けて團務を掌理す

各地少年團評議員は其の團の事業に關し審査立案に任じ且つ其の團長の諮詢に應じ意見を具申す

各地少年團監事は其の團長の命を承けて團員の指導訓育に任ず

第十三條 職員は本團の趣旨を賛じ専心之に當るものを以てし特に任期を定めず

第四章 團員の資格及び入退團

第十四條 團員たるを得べき者は十一歳以上十七歳以下の男兒にして本團の趣旨を賛する者に限る

第十五條 入團志願者は各地少年團長の定むる處に従ひ願書を提出すべきものとす

第十六條 入團を許可せられたるものは所定の誓約をなすべきものとす

第十七條 入團期は毎年四月退團期は毎年三月とす

但し中途入團を希望する者に對しては翌年三月迄假入團を許可することあるべし

第十八條 團員にして退團せんとするものは其の狀を具して届け出づべし

第十九條 團員中團の趣旨に背き不都合の行爲あるものは退團を命ず

第二十條 團員入退の決議は各地少年團議員の諮詢を経て其の團長之を行ふ

第五章 編制階級及び服裝

第二十一條 各地少年團は概ね左の標準に據る

分隊	十人
小隊	三分隊
中隊	三小隊

中隊内の小隊、小隊内の分隊は順序數に由る番號を附して之を稱呼す

中隊長は監事を以て之に充て小隊長、分隊長は上級團員を以て之に充つ

但し平素の訓練に際しては便宜變更することを得

第二十二條 團員の階級及び其色を定むること左の如し

一級	白
二級	黄
三級	綠
四級	青
五級	紫
分隊長	赤

日本の少年團

小隊長 白赤

第二十三條 初年團員を一級とし教育年數、勤怠、行狀等を參酌し一年一回以上進級せしむ

第二十四條 團員少年團として行動する場合には各地少年團所定の服裝をなすべきものとす

第六章 經理

第二十五條 本團の職員は無報酬を以て本則とす

第二十六條 本團の財計に關しては別に定むる處に據る

○東京少年團教育要旨

教育は本規約第二章の目的及び事業を基とし、其の文課は主として中小學校教育と相俟ち相助け、實物に接し實地に觸れしめ、情操を養ひ意志を練り智性を啓發するに在り。其の武課は主として紀律節制を守り、禮義・服従を重んじ、尙武の氣象を盛んならしめ、身體を鍛錬し剛毅忍耐協同一致の精神を養ふにあり。

一、道德の要は實踐に在り徳育の目的は徳性の涵養に在り然れども教育の事項は徒に高尚に失せず嬉激に馳せず須く團員心身發達の程度に應じ熱烈なる同情を以て彼と共鳴し苟も壓制又は形式に流れず遊戯の間にも其言動を善導すべし而して忠臣義烈士仁人其他偉大なる人物の性行を説くに當りては己れ先づ其性行を知悉し其人物に十分同情を表し極めて熱心懇篤に説述し聽者の趣味を惹起せん爲め過度の身振手眞似を作し言動の卑野に陥る等は慎まざる可らず又威重と親愛とを以て徒に彼等心身の自由なる開暢發育を害ふ可らず、宜しく獎勵及び禁制の二方法を酌量し彼等の年齢と辨別力とに適應して指導するを要す。

一、武課の散兵教練野外演習は其回數を比較的少なくし只管堅實なる各個教練密集教練を反覆施行し彼れ等の姿勢態度を正整勇壯ならしむると共に紀律を守り服従の美風を養成するに力を盡すべし若し夫れ興味少き爲め倦怠を生ずる恐れなき様遊戯等の運動を適宜日課中に配當するは授業の要訣にして文武兩課の最も考慮を要する所なり。

一、忠烈勇壯にして活潑なる語調を以て知らず識らず君國の爲め身命を惜まざる義勇奉公の精神を涵養するを要す。

一、紀律を守り品行を方正にし自治の良習慣を得しめんには監事は常に實踐躬行以て其模範たる事を期すべし然れども監督も亦決して等閑にすべからず言語動作に注意し機に投じ時に臨み之れに訓戒を與へ其效果如何

を省察するを要す。

一、敬禮を正しくせしむるは服従に慣れ風紀を正しうする所以なり故に敬禮は節に當るを要す苟くも禮にして節なくんば却て非禮となるされば敬禮は誠心誠意より外形に現はれ内心外形共に恭敬の意を盡す機轉を要す。

一、監部の態度は不知不識の間に感化を與ふること大なるものなれば常に嚴格整正にして油断なく指導訓育の任に當るを要す。

一、如何なる小過失と雖も之れを飾り辨解して其過失を曲庇せんとせば嚴重に之れを訓戒し決して其非を遂げしむ可からず一點其非を包み隠す事なきものは深く之れを追窮せず簡單に將來を戒め置く可し。

一、精神の教育は幾多の歳月を経ざれば其効果を奏し難しされば團員集合の際は第一教育勸語を一齊に捧讀せしめ次で本團宣言の五ヶ條を高唱同和せしむるを要す

一、團體の教育に於て効果を十分ならしむるには團員各個の個性觀察に努めざる可らず然れども苛察の弊に陥らざる様注意し同情を以て綿密周到に觀察するを要す

一、本團の教育の要旨は綱領を以て主眼とすされば監部は該綱領を體し躬自ら純忠の誠を效し健實なる國民思想を扶植し體力の充實を圖り他日國家の柱石たり國民の中堅たる少年子弟を養成せん事を期すべし

一六 思想問題と社會教育

思想の善導と社會教育　これまで述べ來つた如く社會教育に關する施設は種々あるが、要するに國民の思想を正當に善導し、又健全に發育せしむるといふことを根本義とせねばならぬのである。惟ふに思想なるものは、人々の經驗と思考とらか生れた統一的知識で、目には見えぬ内在的のものではあるが、個人の人格の血であり、肉であるから、文化生活の思想が動搖し悪化するが如き傾があるならば、國家の維持存立上實に危険至極なものである。それ故に社會教育策としては、如何しても思想の善導といふことを根本基調としなければならぬのである。

外來思想と民心の動搖　我が國民の思想は、歴史的に觀て是迄幾多の外來思想の刺戟影響を受け、變化動搖も屢々見て來たのであるが、國民に同化力があるから、外國の文化を輸入しても之を巧に同化し、國體の尊嚴を保ち文化の精粹を發揚すること

に對つて貢獻し得たのである。隨て今次の世界的大動亂の結果傳來浸入し來つた外國思想が、日本民族在來の思想道德及び信仰を動搖させたからとてそんなに恐怖に陥る必要ないと思はれるわけではあるが、今度の場合は其程度が實に昔日の比ではなく、思想に國境なしの譬の如く、曰くデモクラシー、曰く社會主義、曰く共產主義、曰く過激主義と様々な思想が、海を渡り山を越へ遠慮會釋もなく入來し、國民一般の思想界に大動搖大混亂を來さしめたことは、實に有史以來未曾有の大出來事であるから、所謂思想問題として世間を騒がしたといふこともまことに無理からぬことである。此の時代思潮は單に大人の階級社會を支配したばかりでなく、好情無辜なる少青年の思想行爲にまでも影響を及ぼしたと認むべき事實さへあるのである。文部省の社會教育課が小學校兒童並に中等學校生徒の思想及行爲が、如何んな風に時代思潮の影響を受けたかを全國各府縣に照會して調査した結果によると、大要次の如きものがある。時代思想の波及が、如何に廣く且深いものであるかは、これを見ても其の一端がわかる。

甲 小學兒童の思想行爲に関する例證

(一) 個人主義思想が瀰漫した結果自然に影響されたと認めらるゝ事項

(イ) 何事も自己中心的に考へる傾向が増したこと

(ロ) 長上に對する服從敬愛の念が減退したこと

(ハ) 一般に神佛乃至偉人に對する崇拜の念が乏しくなつたこと

(ニ) 敬虔の念が漸く薄くなつたこと

(ホ) 敬神崇祖の美風が幾分薄らいた傾があること

(二) 物質主義及利己主義に影響されて居ると認めらるゝ事項

(イ) 學用品の高價なものを好み且之を濫費する傾向が甚しくなつたこと

(ロ) 將來の志望を金を儲けることに置くもの多く精神的方面に注意するものが少くなつたこと

- (ハ) 崇拜人物が實業方面に多く精神的方面には比較的少いこと
- (ニ) 服装其の他に於て奢侈浪費の傾向が甚しくなつたこと
- (ホ) 勤勞を厭ひ堅忍努力を嫌ふ風が大となつたこと
- (ヘ) 社會奉仕の觀念薄く相當の報酬がなければ公共又は他人の爲めに勤勞するを潔しとせない傾があること
- (ト) 従前には喜んでなされた學校作業例へば掃除植物の手入等の如きを厭ふ風が起つたこと
- (チ) 簡易且早急に効果を擧げんとする傾向が著しくなつたこと。例へば掃除を早く片づけ又算術は答のみを求めんとするが如き其例である。
- (三) 自由思想に影響されて居ると認めらるゝ事項
- (イ) 規律ある行爲を喜ばず放縱となり謹直の念を缺く傾があること
- (ロ) 義務よりも權利を主張する風が大となつたこと

(ハ) 著しく個人的となり奉仕の念薄く公共物愛護の精神が弱くなつたこと

(ニ) 自己の欲する所をなし言はんと欲する所を言へばそれは時勢に適應するが如く誤解するものがあること

(ホ) 公共心が減じ團體的義務心が薄くなつたこと

(ヘ) 行爲の善惡に關せず同意見者を集め輿論の喚起に努め又附和雷同せんとする傾向があること

(ト) 批評的野次的氣分多く重厚且堅實なる性質が乏しき嫌があること

(四) 時代の思潮及傾向の影響にしてその善良なるものと認むべき事項

(イ) 知識慾が増進し讀書を好む傾向が増したること

(ロ) 理科的思想が発達し自然現象及び機械等に對して興味を感じその研究工夫を好む風が起つたこと

(ハ) 學習の態度に自學自習の傾向が著しくなつたこと

- (ニ) 强健なる身體の必要を感じ體育を重んずる風が盛になつたこと
- (ホ) 級長の選舉其の他にあらはるゝ所を見るに風評や他人の言に聽従することなく平素自己の信賴せる人を選ぶが如く所信を斷行し自治的に事を爲す傾向が起つたこと

(ヘ) 國家的國民的自覺が高まり漸次抽象的感情的より具體的にして且理知的となつたこと例へば忠君愛國は各自の地位職分能力を通じてこの本務を實行する所に實現されるといふが如き考が普及するに至つたこと是である

乙 中學生徒の思想行爲に関する例證

- (一) 物質主義及利己主義に影響されたと認めらるゝ事項
 - (イ) 精神的事業を輕んずる風潮が著しくなつたこと
 - (ロ) 志望が益々實業方面に向ひ精神的方面には少くなつたこと

- (ハ) 虚榮奢侈の風が盛となつたこと
- (ニ) 射倖心強く輕佻浮薄となり堅實剛健の氣象に乏しくなつたこと
- (ホ) 社會の不安と人心の動搖との爲めに専心學業の研鑽に勉めず惰氣を生じた傾きがあること
- (ヘ) 幾分疑惑退嬰の傾向が見えること
- (ト) 現實的打算的にして物質的利益に敏にして沒我的公共的精神が薄くなつた傾向があること
- (二) 自由平等の思想より生じたと思はるゝ事項
 - (イ) 淺薄放漫なる自由解放を主張し團體生活に於て當然必要なる秩序と規律の拘束を脱せんとする者があること
 - (ロ) 社會の體制に秩序あることを無視し長上の權威を輕んずる傾向があること
 - (ハ) 協同義務責任の精神が減退したこと

- (ニ) 善惡に關せず附和雷同の傾向を呈すること
- (ホ) 禮讓、信義、服従の精神が薄くなつたこと
- (ヘ) 階級打破の思想に直に共鳴するものはないが幾分之が腦裏に浸潤する者があ
るやうに看られること

(ト) 神佛偉人及び師長に對する敬虔の念と謝恩の心が薄くなつたこと

(三) 好影響と認めらるゝ事項

- (イ) 社會の現状より見て實力を重視し之を養成せんとする傾があること
- (ロ) 身體鍛練の必要を感じ體育に熱心なる風潮が見えること
- (ハ) 知識慾強く各種の圖書を閲讀せんとする傾きが大であること
- (ニ) 自由平等の觀念より人格を尊重し個性の發展に意を用ひんとする傾向のある
のが見受けられること
- (ホ) 自立自活の精神は漸次發芽し確實となつて來たこと

(一) 國際觀念と國家的觀念が相伴つて發達し政治經濟思想が増嵩せること

思想善導の標準如何 斯の如き複雑混亂を來さんとする思想界の傾向に對する策としては、先づ國民をして現代思想をよく研究せしめて其の關係を明にし、思想の正邪に對する批判力を養ひ、其の行爲を善導するといふことが急務である、元來思想は活躍動搖を本體とするもので、思想の固定靜止は思想の死である。問題は此の思想の動搖を如何に善導するか、善導の標準如何といふ點にあるのだが、惟ふに善導の方法たる、國家的には國體の尊嚴に照合し、社會的には社會我（社會と個人は一體不離の關係にある）に照し個人的には自主的精神に照らし善導教養しゆくべきものであつて此の意味に於て世の爲政治家、教育家、宗教家等の人々は次の如き項目に留意し、社會一般の民心を教育的に改造しゆくことに一段の努力を傾けられんことを特に高唱せんとするものである。

(一) 國民的自覺を旺盛確實ならしむる爲め我國體と國際間に於ける我が國の地位

とを知らしむること

- (一) 國體の精華を發揚するを以て國民思想統一の中心とすること
- (二) 團體觀念を徹底せしめ社會公共に對する奉仕勤勞を獎勵する爲めの訓練に留意すること
- (三) 自治的訓練の指導に注意し以て自主自立の精神を喚起すること
- (四) 常に冷靜に思考し合理的に批判する態度を養ふこと

第四編 社會事業の概要

社會事業の一般 社會事業とは、主として經濟的社會生活の缺陷を救濟改善することを目的とする直接的實際的の仕事をいふのである。

此の事業は古から公共團體としても國家としても相當施設經營し來つたものであることは歴史を見れば直ぐわかるが、世界戰亂の後を受けて社會狀態の急變するに伴ひ

最近非常の進歩を來した様である。即ち救濟の趣旨に於ても、また其の方法内容に於ても、著しき變化を來し、從來よく行はれた様な一時的、情的、物質的、個人的の救濟でなく、國家社會政策の見地からして恒久的な救濟法を科學的に研究し、これに依つて社會調整問題を徹底的に解決せんとする氣運に向つて來たのである。

社會局の事務 内務省は該事業振興を圖る目的で社會局を新に特設し、(1)罹災救助、窮民救助其他賑恤救濟に關する事項(2)軍事救護に關する事項(3)職業紹介授産事業其他失業救濟及び防止に關する事項(4)感化教育其他兒童保護に關する事項(5)共濟組合及小資融通施設に關する事項(6)民力涵養に關する事項(7)教化事業に關する事項等の事務を此處に於て掌理するに至り、また最近に至り社會事業調査會官制が發布せられ社會事業に關する各方面の事項を調査審議し其實行を企畫するといふ機關が新に茲に産まると至つたのである。元來社會事業と社會教育とは理論的にも實際的にも聯關し、其の間の關係密接なるものあるが故に、特に茲に社會事業の一般を紹介する所以

である。

社會事業の概目 社會事業の範圍は極めて廣汎ではあるが、大凡これを大別すると防貧問題、救貧問題、風化問題、兒童問題の四方面となる。即ち細別して示せば次の如し。

(一) 防貧問題

共済組合、小資融通施設、職業紹介、失業救済、授産事業、小賣市場、住宅改良、貸家紹介、家庭職業指導、公設市場、簡易食堂、廉價宿泊所、人事相談所、公營浴場、労働保險、工場労働の改善、労働組合、移住民及出稼人の保護、自作農奨励及小作農の保護、農民家産制度、産業組合

(二) 救貧問題

救貧院、居宅救助、罹災救助、老衰者保護、軍事救護、水難救助、衛生並救療事業、救療機關の普及

(三) 風化問題

細民部落改善、矯風事業、免囚保護、賣笑婦改善、禁煙禁酒運動、興行物の改良、民力涵養運動、生活改善運動、動物愛護會、盲啞及低能兒教育、精神異常者の教育、吃音矯正

(四) 兒童問題

嬰兒保育、貧兒教育、兒童虐待防止、少年労働制度、不良兒不良青年處置、少年犯罪防止、感化教育

都市社會事業打合せ會

大正九年十月内務省主催都市社會事業打合せ會に於て協

議決定せし事項は次の通りとのことなるが社會事業の一般を了解する上に有益なる内容であるから此處に特に紹介することにした。

一、社會事業委員設置に関する事項

社會事業は其の關係範圍の廣汎にして複雑なる官廳又は民間各個の活動のみに依りては完全なる効果を期し難きを以て、各方面より委員を選び或は調査研究の機關或は連絡統一の機關或は實地視察の機關等を作るは社會事業の効果を擧ぐべき有力なる一施設と認む。

一、社會事業の連絡統一に関する事項

社會事業の遂行に當り事業主體又は事業相互の間に連絡統一を缺く時は完全なる效

果を期し難きを以て公共團體の事業と私營事業及私營事業相互間に十分なる連絡統一を保ち相補ひ相助け事業の全體を以て、最大の能率を發揮するを得しめんこと頗る望ましきを認む。其實行方法として各種機關の聯合協議會、府縣及市内社會事業協會等の設置等あるべし。

一、私營社會事業の助成に關する事項

近時社會事業の必要益々緊切を加ふるに私人經營の社會事業の多くは各種の經濟的事情に左右せられ活動意の如くならず經營難を訴ふるものあるを以て、經營の方法相當なるものに向ては可成便宜を與へて援助するは勿論、場合に依り財政的の援助をも與へ其の事業を遂行せしむるの必要なるを認む。

一、各種社會事業施設の基礎材料たるべき統計調製に關する事項

社會事業の効果を適切ならしむるに各般の統計を調製し豫め社會狀態の缺陷を洞察

し機宜に適するの施設を爲すの必要あるを認む。

一、失業者保護に關する事項

失業の防止及救済に關しては大正九年四月地發第九八號の次官通牒に依り施設するを可なりと認む。

「參照」

◎失業保護に關する施設の件依命通牒

(大正九年四月二十一日地發第九八號小橋内務次官より地方長官へ)

失業保護に關しては曩に救濟事業調査會に諮問する所あり又客年四月地方長官會同の際親しく訓示相成候處是等は現下の狀況に鑑み一層緊要を感ずる次第に有之既に着々畫策せられ候向も可有之候得共大體方針に依り各地方の實情に應じ措置宜しきを制せられ候様致度

追て救濟事業調査會の答申に係る失業保護に關する施設要綱御參考迄に及送付候

左記

- イ、各地方に於て成るべく官民共同の協議會を組織し定期又は臨時に會合し労働調節及び失業保護の爲に各般の調査を爲し且之が實行方法を協定するが如きは最も時宜に適せるものと被存候に付必要ある向に於ては之が實現を見るべき様御考慮相成度
- ロ、公共團體又は公益團體に於て經營せる職業紹介事業に關しては本年一月當省に於て協議會を開催し其の改善意見の交換も致候得共此の際益々之が擴張を獎勵して實效を收めらるる様致度且つ大都市その他必要ある向に於ては成るべく職業紹介所の設置を獎勵し特に紹介所相互の聯絡を保たしむる爲特別の施設を講じて労働の需給調節に便ならしめ尙紹介事業に關しては官公署及各般の社會事業に關する施設と聯絡を圖り實效を期せしむる様御配意相成度
- ハ、近時從業者解雇の場合事業主にして種々保護の方法を講ずる者あるは最も適切な

る儀に被存候就ては必要に應じ事業主に懇談獎勵し益々之が普及に努められ度

- ニ、多數の失業者ありたる場合に於ては其の必要に應じ公共團體等に於て道路、河川其の他の諸工事を起し又は繰上げ施行の方法を講ずるは失業保護の上に亦適當の策に可有之候に付御考慮相成度

ホ、無料宿泊所又は低廉宿泊所及疾病に罹りたる者に對し施藥診療を爲すが如き施設は從來公共團體又ハ公益團體に於て經營せるもの尠なからざるも益々之が擴張を獎勵し又必要なる向に對しては此際適當の施設を講せしめられ度

ヘ、都市に於ける失業者にして其の許すものは成るべく其の出身地方に歸還せしめ適當なる職業に就かしむる途を講じ場合に依りては農業に従事せしむるが如きも失業者保護の一方法なりと被存候に付豫め之に備ふる爲關係郡町村等をして是等に關する調査を爲さしめ適當なる措置を講せしむる様充分御考慮相成度

以上の外地方の狀況に應じ適當なる施設を爲し失業者保護上遺憾なきを期せられ

度

一、公益職業紹介所の設置及相互の連絡に関する事項

公益職業紹介所の設置及相互の連絡に關しては豫て大正九年五月地方局長通牒の趣旨により施設するを可なりと認む（内務省發行失業保護に關する施設要綱第十三頁以下参照）

一、労働者の福利増進施設に関する事項

簡易食堂、公設浴場、合宿所、労働會館、市民館等工場外に於ける労働者の福利を増進するの施設を奨励し生活の改善を圖り修養を奨め適當なる娛樂を與ふる等に依り漸次思想及生活の向上を圖るの要ありと認む。

一、公設市場利用狀況及一般市場に及ぼしたる影響に関する事項

各地に於ける公設市場の利用狀況は消費者及一般市場に對し相當の效果あるを認む。

一、公設質屋設置に関する事項

從來公共團體等に於ける公設質屋の經營は相當の效果ありたりと認む。

一、共濟的施設及普及獎勵に関する事項

生活の安定改善を圖るべき各種共濟組織は最も緊要適切のことに屬し益々其の普及發達を圖るを必要なりと認む。

一、「セツトルメントウオーク」に関する事項

「セツトルメントハウス」は都市の事情に依り細民の生活狀態を改善するに適當の施設なりと認む。

一、兒童保護事業の普及獎勵に関する事項

兒童保護に關する事業は從來比較的閑却せられたる傾向なきにあらずと雖健全なる次代の國民を造るべき極めて重要な事項に屬し左記保護事業は必要に應じ之を實施するを必要と認む。

◎兒童保護事業

- a、産院
貧困にして出産手當の届き難きものの爲に無料又は低廉にて收容分娩せしむ
- b、巡回産婆
貧困にして産婆を頼み能はざる家の妊産婦を訪問して助産すること
- c、巡回小兒科専門看護婦
小兒の取扱に熟練せる者を巡回せしめ看護上の指導を爲さしむ
- d、牛乳供給
母の乳少なきか又は全く無きものの乳兒の爲め廉價又は無料にて供給す
- e、乳兒哺育所
母親病氣又は死亡の場合等に於ける一時的乳兒哺育
- f、晝間幼兒保育所
父母勞働に出づる爲晝間幼兒を預り保育す

g、母親相談所
兒童の健康診断及健康増進に關する指導を與ふ

h、兒童鑑別所
精神異常兒、不良兒の鑑別

i、兒童職業相談所
兒童の職業選擇上の指導

j、兒童夜間取締
都市にありては學齡兒童を夜間市街に放任することは教育上頗る有害なれば之を取締り都市の惡感化より保護すること

k、勞働少年の保護
勞働少年に對し補習教育其他の保護を爲す

l、少年俱樂部

學校放課後又は就業時間外に於ける保護施設にして、兒童の圖書遊戲運動講話會
娛樂音樂等に關する設備

m、小公園兒童遊園

兒童の爲め適當なる遊戲運動の場所と設備とを設く

n、小兒科施療病院

普通の施療病院のみにては小兒を救療するに足らず特に小兒科專門病院を要すべ
し

o、兒童一時收容所

浮浪兒等を一時收容し保護す

p、低能兒白痴兒保護教養所

低能兒白痴兒を收容し教養す

q、孤兒、貧兒、不具兒、浮浪兒の保護

公設又は私設團體により保護す

r、被虐待兒保護

繼父母其他他人等の手にて虐待せらるる兒童の保護

s、養兒保護

里子、貫子、預子の保護

t、母の會

講話幻燈若くは活動寫眞等を以て育兒其他兒童保護上に關する知識を普及せしめ
兼て娛樂慰安の途を與ふ

u、兒童保護委員

市内兒童の保護の爲め委員を設く

v、其他

右の事業につき緩急を稽へ市に於て經營し、或は篤志者又は私設團體をして經營せしめ、市は之に援助を與ふる等適當の講究を爲すものとす。

一、都市青年團體に於ける最も適切なる指導方案に關する事項

青年團體の指導は農村と都市とは其の軌を一にする能はざるを以て漸次市に専任青年團指導吏員を置き會館、體育館等の施設を爲すを適當と認む。

一、社會教化事業に關する事項

公民教育の普及、矯風事業の作興、娛樂の改良等各種の教化事業に關する施設を爲すの必要を認む。

一、低利資金に依る事業の進捗に關する事項

低利資金に依る事業は各市進行しつつあり。

一、大正十年度に於ける低利資金の供給を必要とする事業に關する事項

大正九年十一月末日迄に府縣を通じ内務省社會局に申出のこと

一、市營を適當と認むる社會事業に關する事項

左記列記事業の如きは其の必要に應じ市に於ても施設經營するを適當と認む。

市營を適當と認むる社會事業

- イ、住宅供給
- ロ、貸家紹介
- ハ、職業紹介所
- ニ、人事相談所
- ホ、宿泊救護
- ヘ、浴場
- ト、簡易食堂
- チ、市場
- リ、社會事業委員
- ス、小公園及兒童遊園
- ル、兒童職業相談所
- ヲ、母親相談所（健康兒童相談所）
- ワ、晝間幼兒保育所
- カ、勞働少年保護
- ヨ、少年俱樂部
- タ、兒童夜間取締
- レ、施藥救療
- ソ、救急所

ツ、セツトルメント、ウオーク、ネ、貯蓄銀行の類

ナ、社會事業施設の基礎材料たるべき統計調査

社會政策法案 (一) 先般新に設けられた社會事業調査會に提出せられたる主要法案の要領左の如し。

職業紹介法案

- 一、職業紹介に關する事務は命令の定むる所に依り市町村長をして之を管掌せしむること
- 市町村が職業紹介所を設置したる場合之が管理に付亦同じ
- 二、市町村に於て必要を認めたる場合職業紹介所を設置するを得ること
- 三、内務大臣は勅令の定むる所に依り市町村を指定し職業紹介所の設置を命ずるを得ること
- 四、市町村に非ざる者と雖事業計畫を定め内務大臣の認可を受け職業紹介所を設置す

るを得ること

五、職業紹介所の設備、管理及職事紹介業務の聯絡統一に關し必要なる事項は内務大臣之を定むること

六、内務大臣は職業紹介所の一を指定し職業紹介事務の聯絡統一に關する事務を掌らしむるを得ること

七、職業紹介所を設置したる市町村には其の事務の運用に關し委員を設けしむること

八、職業紹介事務に關しては手数料其他何等の報償を徴するを得ざること

九、職業紹介事務に關する經費は市町村の負擔とし國庫は勅令の定むる所に依り其の支出額の二分の一以内の補助を爲すこと

十、職業紹介事務の監督は内務大臣地方長官及郡長に屬せしむること

十一、本法は營利を目的とする職業紹介業には之を適用せざること

十二、市町村制を勵行せざる地に在りては市町村及市町村長に準ずる者をして之に當

らしむること

十三、本法施行の際現に存する職業紹介所にして市町村の經營に係るものは本法に依り設置したるものと看做し其の市町村に非ざる者の經營に係るものに付ては本法施行後三月以内に其の事業計畫を具し内務大臣の認可を受けしむること

住宅組合法案

- 一、二十人以上を以て組織する組合にして組合員に其の住宅を供給することを目的とするものを以て住宅組合とし之を民法上の公益法人とすること
- 二、住宅は住居の用に供する家屋及命令を以て定むる附屬設備を包含すること
- 三、住宅組合は用地の造成、住宅の建設購入讓渡其の他必要なる事業を行ふこと
- 四、住宅組合は有限責任組合とすること
- 五、住宅組合は名稱中に住宅組合の文字を用うべく組合以外の者は住宅組合の文字を含む名稱を用うるを得ざること

六、組合の設立解散及合併は内務大臣の許可を受けしむることとし監督は第一次に地方長官第二次に内務大臣とすること

七、組合員一人の出資額は住宅一戸を建設し得べき程度を最少限とし最高限は命令を以て之を定むることとし組合員が供給を受くる住宅は一組合員一戸に限ること

八、組合員には左の各號の權利制限を加ふること

(イ)組合員は組合に拂込むべき出資額に付相殺を以て組合に對抗するを得ざること

(ロ)其の組合に對して有する權利を組合の承諾なくして讓渡するを得ざること組合の承諾に依り其の讓渡を受けたる者は組合に加入したる者とする事、(ハ)新加入組合員は加入前に生じたる組合の債務に就ても責任を負ふこと、(ニ)組合員は住宅の所有權取得後も十年間は組合に讓渡する場合を除くの外之を處分するを得ざること。

九、組合員は左の權利を有すること

(イ)第一回拂込後に於ては定款の定むる所に依り住宅の供給を受くるを得ること(ロ)

組合員脱退の場合には定款の定むる所に依り出資の全部又は一部の拂戻を請求し得ること

十、組合に對し左の各號の權利制限又は義務を課すること

(イ)組合は組合員の組合に對する權利を取得するを得ざること、(ロ)組合員第一回の拂込を終りたるときは之に對し住宅の供給(所有及使用)を爲すを得ること、(ハ)住宅は定款の定むる所に依り組合又は組合員必ず之を火災保險に付すること、(ニ)住宅は命令にて特別の規定を設くるものの外市街地建築物に關する法規に従はしむること

十一、組合には左の各號の保護を加ふること

(イ)組合の所有に屬する間は住宅に就き地方税を課することを得ざること、(ロ)住宅に關し登録印紙税を免除すること、(ハ)必要の場合は三十年に限り土地收用法に依り間地を使用するを得ること

十二、所有權移轉後も出資拂込の完了に至る迄は其の拂込義務を怠り使用條件に違反

し又は其の他法定の事由發生したるときは所有權は組合に復歸すること

住宅會社法案

一、住宅會社は小額所得者に住宅の供給を爲すを以て目的とすること

二、住宅會社の組織は株式會社組織とすること

三、住宅會社は一營業區域に一會社を以て限とし原則として北海道又は府縣の區域を一營業區域にすること但し土地の狀況に依り道府縣を二區域以上に分割し又は二以上の府縣を合併し一區域とすることを得ること

四、住宅會社の事務の種類及範圍を左の通とすること

(イ)住宅用地の造成賃貸又は賣却、(ロ)住宅の建築賃貸又は賣却、(ハ)住宅の管理其他前二號の事業の爲必要な事項、(ニ)以上の外必要な公益的設備の建設若は管理又は其の請負を爲すこと

五、住宅會社は一團地の住宅經營を爲す場合に限り内務大臣の許可を受け前項の外必

要なる公共的事務を處理すること

六、内務大臣必要と認むるときは住宅會社に對し期間を指定して住宅の建築を命ずるを得ること

七、北海道地方費府縣又は市區町村をして其の區域を營業區域とする住宅會社の株式を引受くるを得しめ之を甲種株式とし一般の引受けたる株式を乙種株式とすること

八、甲種株式の離權は内務大臣の許可を受けしむること

九、住宅會社に對しては左の特典を與ふること

(イ) 拂込資本金の十倍を限り住宅債券を發行すること、(ロ) 會社成立後十年間國及北海道地方費又は府縣は各拂込資本金の百分の三を限度とし配當率年六分に達する迄乙種株式に對し等分の割合を以て補給を爲すこと

(ハ) 一團地の住宅經營を爲す場合に限り土地收用法の規定に依り必要なる土地を收用又は使用することを得しめ其の住宅用地として使用せらるる間は買戻權を行使せざる

こと、(ニ) 一團地の住宅經營を爲す場合に於ては國及公共團體は會社の供給する住宅及敷地に對し其の所有に屬する間租稅其の他の公課を課せざるを得ること

十、住宅會社の所有する建築物は定款の定むる所に依り火災保險に付せしむること

十一、利益金の處分に付ては左の各號に依らしむること

(イ) 每營業年度缺損補填準備金として利益金の百分の八以上配當平均準備金として百分ノ二以上を積立つること、(ロ) 利益配當に付ては先づ乙種株式に對し年六分の配當を爲したる後甲種株式に對し年六分に達する迄配當を爲し仍剩餘あるとき乙種株式に對し年二分迄の追加配當を爲すを得ること

十二、留保利益金の振替を以て増資を爲さむとする場合に於ては其の増資振當額中より先づ配當補給を爲したる北海道地方費及府縣に對し從來の配當補給支出金額に達する迄無償にて甲種新株券を交付せしめ其の殘餘の増資振當金は甲種株主と乙種株主とに對し平等に割當て増資拂込金に充當せしむること

十三、内務大臣は住宅會社の業務を監督し監督上必要な命令を發する外土地家屋の賃貸又は賣買の制限に關し必要な命令を發するを得ること

十四、住宅會社の定款の設定並に其の變更及取締役並に監査役の選任は内務大臣の認可を受けしむること

十五、政府は内務省又は關係地方廳の高等官中より住宅會社監理官を命じ内務大臣の指揮を承け住宅會社の業務を監視せしむること

十六、住宅會社監理官の職務権限を左の如く定むること

(イ)何時にても住宅會社に命じて營業上諸般の計算及狀況を報告せしめ書類帳簿を徴し及實地に就き業務及計算を檢閲するを得ること、(ロ)株主總會其の他諸般の會議に出席し意見を陳述するを得ること但し議決の數に加はらしめざること

十七、住宅會社に於ては左の行爲あるときは取締役を二千圓以下の過料に處すること
(イ)内務大臣の建築命令監督命令及賃貸賣買の制限に關する命令に従はざるとき(ロ)

制限を超えて債券を發行し建築物を火災保險に付せず所定の積立金を爲さず利益配當の規定に違背し又は増資振當の規定に従はざるとき、(ハ)住宅會社監理官の命に従はず又は其の業務及計算の檢閲を拒みたるとき

十八、住宅會社の設立は左の各號に依ること

(イ)内務大臣必要と認むる地方に設立委員を置き住宅會社の設立に關する一切の事務を處理せしむること、(ロ)設立委員は定款を作り内務大臣の認可を受けたる後株主を募集し之を終りたるときは株式申込證を内務大臣に提出し住宅會社の認可を稟請すること、(ハ)住宅會社の認可を受けたるときは設立委員は遲滞なく各株式に付第一回の拂込を爲さしむること、(ニ)創立總會終結したるときは設立委員は其の事務を住宅會社に引渡すこと

部落改善施設

一、道府縣に對し部落改善事務に従事する事務職員の設置並地方に依りては官民合同

の改善委員會の設置を奨励すること

二、道府縣に對し左記各號の事業の實施又は補助費の支出を奨励し其の支出に對して國庫より配當の補助を爲すこと

(イ)居住地域の擴張整理等地區の整備を目的とする事業、(ロ)託兒所の設置、就學の奨励、貯金組合の設置其の他風紀の改善、生活狀態の改善及教化の普及を目的とする各種の事業、(ハ)實業教育の奨励産業組合、公設質屋又授産場の設置等産業狀態の改善を目的とする事業、(ニ)飲料水及下水設備の改良、共同浴場、診療所の設置等衛生的施設の完備を目的とする事業、(ホ)出稼及住民の奨励を目的とする事業

三、部落改善指導者たるべき者を養成する爲め毎年一回中央又は地方に於て講習會を開催すること

四、部落改善の機運を進め竝に部落民の自覺を促す爲優良部落、部落改善功勞者並篤行者等の表彰を爲し且つ講演、講話簡易讀物の配布其の他の方法を講ずること

社會政策方案(二) 社會事業調査會の前身たる救濟事業調査會が内務大臣の諮問に對し大正七年より八年に亘り協議可決したる小賣市場及細民住宅に關する政策方案左の如し。

小賣市場設置要綱

- 一、小賣市場は公共團體をして經營せしむるを原則とするも相當制限の下に私人經營も亦之を認むること
- 二、賣場の使用は生産者若しくは其の團體に優先權を與ふること但委託販賣の途を開く爲一定制限以内の賣場を留保するを得ること
- 三、賣場の使用に對しては市場の維持費職員給料及雜貨等を償ふに足る最小限度の使用料を徴すること
- 四、販賣價格は各品目に就き之を公示せしむること
- 五、市場内の取引は凡て現金取引とすること
- 六、市場に於ける販賣品目は地方の狀況に依り増減すべきも米雜穀薪炭味噌醬油砂糖野菜果實、乾物干魚漬物荒物肉類魚類鶏卵等とすること
- 七、獎勵方法に關しては土地の收用を認め低利資金の融通官有地使用の便宜を計ることの外地方に於て助成の